令和 6 年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

高 知 県

令和6年度 公共用水域及び地下水の水質測定計画

Т	Н	13	Т
2	調	査期間	1
3		査内容	1
4	採	水時期及び採水方法	1
5	測	定項目	2
6	測	定方法	2
7	測	定結果	2
8	そ	の他	2
公共	用水	域水質測定計画(水質・底質)	
河	JII •	湖沼測定機関分担	3
海	域測	定機関分担	3
河	川及	で湖沼水質測定計画	4
		質測定計画	12
公	共用	水域水質測定計画統括表	16
地下	水質	測定計画	
地	下水	:測定機関分担	17
地	下水	水質測定計画	18
地	下水	水質測定計画統括表	20
測定	地点	図 (公共用水域・地下水)	
公	共用	水域類型指定状況	21
I	公	x共用水域	
	1	吉野川水域	22
	2	室戸阿南海岸国定公園水域	23
	3	土佐湾東部関連水域(河川)、中土佐地先海域	24
	4	物部川水域	25
	5	浦戸湾水域	26
	6	仁淀川水域	28
	7	須崎湾水域	31
	8	中土佐地先海域関連水域	32
	9	四万十川水域	35

	10	足摺宇和海国立公園水域:	36
	11	足摺海中公園水域::	37
	12	宿毛湾水域::	38
Ι	[地	下水:	39
参	考資	料	
	水質	汚濁に係る環境基準	41
	地下	水の水質汚濁に係る環境基準 (50
	要監	視項目及び指針値について (52
	公共	用水域水質測定結果記入要領 (54

令和6年度 公共用水域及び地下水の水質測定計画

1 目 的

この計画は、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき、高知県の区域に属する公共用 水域及び地下水の水質汚濁の状況を監視するために行う水質の測定について、測定すべ き事項、測定の地点及びその他必要な事項を定めるものである。

2 調査期間

令和6年4月から令和7年3月までとする。

3 調査内容

調査地点、測定頻度、測定項目及び測定機関は、次のとおりとする。

- (1) 河川・湖沼 ・・・・・・・ 別 表 河川及び湖沼水質測定計画(底質を含む)
- (2) 海 域 ・・・・・・・・ 別 表 海域水質測定計画(底質を含む)
- (3) 地 下 水 ・・・・・・・ 別 表 地下水質測定計画
- (4) 測定地点図 ······ 別 図 I (公共用水域) 及びⅡ (地下水)

4 採水時期及び採水方法

(1) 採水時期

ア河川

採水は、採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとし、低水流量時及び水利用が行われている時期を含めるものとする。

イ 海域・湖沼

採水は、大潮時の風や雨の影響の少ない日を選ぶものとし、水質が水利用に影響を及ぼす時期を含めるものとする。

ウ地下水

調査対象井戸について、降雨等の影響を避け季節的な変動を考慮し、実施するものとする。

(2) 採水方法

ア河川

原則として流心部とし、水面から水深の2割程度の深さで採水するものとする。

イ 海域・湖沼

原則として表層(水面下 0.5m)及び中層(水面下 2 m)から採水する。水深が 5 m以浅の地点では表層のみから採水し、水深が 10mをこえる地点では必要に応じて下層(水面下 10 m)からも採水する。

全窒素及び全燐の測定については、表層について行い、その他の項目については 各層の採水を等量混合した試料を用いることとする。

5 測定項目

(1) 河川・湖沼及び海域

別表に掲げるもののほか、気温、水温、外観、臭気等について適宣実施する。

(2) 地下水

別表に掲げるもののほか、気温、水温、外観、臭気等について適宣実施する。

(3) 底 質

測定項目は、気温、泥温、外観、臭気、pH、COD、強熱減量、全硫化物、粒度分布、含水率、総水銀、アルキル水銀、カドミウム、鉛、砒素、PCB、銅、亜鉛、マンガン、クロム、鉄、その他とする。

6 測定方法

水質については、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境 庁告示第 59 号)に掲げる方法及び「排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁 長官が定める排水基準に係る検定方法」(昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)に よるものとする。

底質については、「底質調査方法」(平成24年8月8日環水大水発120725002号) 及び「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号) に準ずるものとする。

これらにない項目については、日本工業規格、上水試験方法、下水試験方法等、科学的に確立された測定方法によることとする。なお、特殊な測定方法を用いた場合は、報告の際に付記するものとする。

7 測定結果

県測定機関は、測定結果を指定様式により、毎翌月末までに高知県林業振興・環境部環境対策課に送付するものとする。また、県以外の測定機関は、測定結果を令和7年4月1日までに送付するものとする。

なお、健康項目について環境基準値を超える等、通常と異なる測定結果が確認された 場合は、その旨を直ちに環境対策課に連絡するとともに、当該水域に関して必要な調査 を行うものとする。

8 その他

この計画に定めのない事項については、関係機関が協議して定めるものとする。

公共用水域水質測定計画

河川及び湖沼水質測定計画 海域水質測定計画 底質測定計画

河川及び湖沼測定機関分担

		ı	NH.I . I .		1	
	水域及び地点数		測定	分 担		備考
水 域 名	下段: 未指定河川	国	高知県	高知市	水資源 機 構	(令和5年度との比較)
早明浦ダム	1湖沼1水域1地点				1湖沼	
貯 水 池					1 地点	
長沢ダム	1湖沼1水域1地点		1湖沼			
貯 水 池			1 地点			
大橋ダム	1湖沼1水域1地点		1湖沼			
貯 水 池			1地点			
吉 野 川	1河川1水域1地点		2河川			
吉 野 川	1河川 1地点		2地点			
室戸阿南海岸	2河川2水域2地点		4河川			
国 定 公 園	2河川 2地点		4 地点			
土佐湾東部関連	4河川4水域8地点		5河川			
上 <u>佐</u> / 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	1河川 1地点		9 地点			
物部川	2河川3水域7地点	1河川	2河川			
物 部 川		3地点	4 地点			
浦 戸 湾	8 河川 13 水域 22 地点			14 河川		
佣 厂 得	6河川 6地点			28 地点		
仁 淀 川	6 河川 7 水域 18 地点	3河川	10 河川			
	4河川 4地点	9地点	13 地点			
須 崎 湾	3河川3水域3地点		3河川			
須 呵 停			3 地点			
中土佐地先海域	3河川3水域4地点		6河川			
関 連	3河川 3地点		7地点			
四万十川	6河川6水域19地点	4河川	7河川			
	3河川 5地点	12 地点	12 地点			
足摺海中公園	3河川3水域3地点		3河川			
左消侮 中 五 图			3地点			
宿毛湾	4河川4水域4地点		4河川			
			4地点			
計	3湖沼3水域 3地点	8河川	46 河川	14 河川	1湖沼	
	42 河川 49 水域 91 地点	24 地点	2湖沼	28 地点	1 地点	
	20 河川 22 地点		63 地点			

海域測定機関分担

		測	定分	担	/# ±
水 域 名	海域水域及び地点数	国 土 交通省	高知県	高知市	備 考 (令和5年度との比較)
室戸阿南海岸	1海域1水域5地点		1海域		
国 定 公 園			5 地点		
浦 戸 湾	1海域2水域14地点			1海域	
				14 地点	
須 崎 湾	1海域2水域5地点		1海域		
			5 地点		
中土佐地先海域	1海域1水域16地点		1海域	1海域	
関 連			13 地点	3地点	
足摺宇和海	1海域1水域6地点		1海域		
国 立 公 園			6 地点		
足摺海中公園	1海域1水域5地点		1海域		
			5 地点		
宿 毛 湾	1海域2水域8地点		1海域		
			8 地点		
計	7海域 10水域 59地点		6海域	2海域	
			42 地点	17 地点	

令和6年度 河川及び湖沼水質測定計画

<u> </u>	<u>16年度 河川</u>	<u> </u>	八人	胡沼水質測足	<u>:計画</u>																				
														測		定	項								
							-	-		-	<u>4</u>	<u>活</u>	環境	項目	1	-	1				健	康	項	目	
	水 域 名	環境基準類	3	則定地点名(地点	統一番号)	年間総測定	р	D O	В О D	СОД	s s	大腸菌数	油分	全窒素		全亜鉛	ノニルフェ	L A S	底層DO	カドミウ	全シアン	鉛	六価クロ		総水銀
		類型		(◎:環境基準	地点)	日 数											ノール			ム			ム		
早明	月浦ダム貯水池	ΑI	0	貯水池基準点	(501-01)	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	12	12	12	1	1	1	1	1	1
長	沢ダム貯水池	ΑI	0	貯水池基準点	(502-01)	6	6	6		6	6	6		6	6	6	6	6		1		1	1	1	1
大	橋ダム貯水池	ΑI	0	貯水池基準点	(503-01)	6	6	6		6	6	6		6	6	6	6	6		1		1	1	1	1
水野域 川	吉野川	AA		本山沈下橋	(047-55)	12	6	6	6		6	12				6	6	6		1		1	1	1	1
- 製川	穴内川			穴内川ダムサイト	(204-02)	6	6	6	6	6	6			6	6										
	小池川			入地橋	(233-01)	6	6	6	6		6	4													
公海室園岸戸	河内川			甲浦新橋	(234-01)	6	6	6	6		6	4													
水国阿 域定南	野根川	AA	0	押野橋	(046-01)	6	6	6	6		6	6								1		1	1	1	1
	羽根川	AΑ	0	羽根橋	(045-01)	6	6	6	6		6	6								1		1	1	1	1
	奈半利川	AA		魚梁瀬大橋	(031-57)	6	6	6	6	6	6			6	6										
土				平鍋橋	(031-52)	6	6	6	6		6														
佐			0	奈半利堰	(031-01)	12	12	12	12		12	12								1		1	1	1	1
東	安田川	AA	0	焼山橋	(032-01)	6	6	6	6		6	6								1		1	1	1	1
土佐湾東部関	伊尾木川	AA	0	観音橋	(033-01)	6	6	6	6		6	6								1		1	1	1	1
連				伊尾木川橋	(033-51)	6	6	6	6		6														
連水域	安芸川	AA	0	栃の木橋	(034-01)	6	6	6	6		6	6								1		1	1	1	1
-34				安芸橋	(034-51)	6	6	6	6		6												\sqcup		
	江ノ川			梶橋	(249-01)	6	6	6	6		6														
	物部川上流	AA	0	日の出橋	(019-01)	12	12	12	12		12	12				1	1	1		1		1	1	1	_1
物	物部川下流	Α		大栃橋	(020-51)	12	12	12	12	6	12			6	6										
部				暁美橋	(020-56)	12	12	12	12		12														
川水			0	山田堰	(020-01)	12	12	12	12	12	12	12		4	4	4	4	4		2	2	2	2	2	2
域				戸板島	(020-53)	12	12	12	12	12	12	12													
				深渕	(020-54)	12	12	12	12	12	12	12		4	4					2	2	2	2	2	2
	上韮生川	AA	0	安丸橋水位観測所	(021-01)	12	12	12	12		12	12								1		1	1	1	1

数値は測定回数 測 定 特殊項目 目 その他の項目 健康 項目 低沸点化合物類 農 薬 類() 硝 測 備 M T O A C A クロロフィル。酸化還元電位 せせ セ 酸 か っ え 素 素 底 流量測 Р С В クロ N H 定機 アルキル水銀 1 銅 亜 鉄 濁透 塩素イオン リン酸イオン 電気伝導度 要監視項目等 マンガン 薬 ム 明 関 鉛 4 素硝 質定 名 考 ジオキサン × 2 度 度 及酸 Ν × 1 び性 ン能 窒 а 素 12 12 12 12 12 12 1 12 2 水資源 湖沼生物A 1 1 1 1 1 1 6 1 高知県 1 1 1 1 1 1 1 6 1 1 6 河川生物A " " " " 1 1 1 1 1 1 " 1 1 1 1 1 1 1 1 1 " " " 1 1 1 1 1 1 1 " 1 1 1 1 1 1 1 1 1 " " 1 1 1 1 1 1 1 1 1 " " " 1 1 1 1 1 1 1 12 " 12 " 12 " 2 2 2 2 2 2 2 2 12 2 国交省 4 1 11 2 12 36 " 1 1 1 12 高知県

令和6年度 河川及び湖沼水質測定計画

<u>令和</u>	<u> 6年度 河川</u>	<u>及て</u>		<u> 胡沼水質測定計画</u>																					
						-					н	- 25E 1	1	測		定	項		目		I7#	r is	-E	_	
					١.	年	\neg				크	E活:		リリ	=						健	康	項	目	\neg
	水 域 名	環境基準	j	則定地点名(地点統一番号	·) [間総測	р	D O	B O D	СОД	s s		油分	全窒素	全燐	全亜鉛	ノニルフ	L A S	底層DO	カドミウ	シア	鉛	価ク	砒素	水
		類型		(⊚:環境基準地点)		定日数						数					ェノール		0	リム	ン		ロム		
	十市川			厚生橋 (221-01)	6	6	6	6	6	6			6	6										
	下田川上流	Α	0	瑞山橋 (008-01)	6	6	6	6	6	6	6		6	6	1						1			
	下田川下流	В	0	五台山橋 (009-01)	6	6	6	6	6	6	6		6	6	1	1	1				1		,	
	国分川上流	AA	0	小山橋 (001-01)	6	6	6	6	6	6	6		6	6	1						1		1	1
	国分川下流	В		きんこう橋 (002-51)	6	6	6	6	6	6			6	6										
			0	葛島橋 (002-01)	12	6	6	6	6	6	12		6	6	1	1	1			1	1	1		
	久万川上流	В	0	落合橋 (004-01)	6	6	6	6	6	6	6		6	6	1						1			
	久万川下流	С	0	比島橋 (005-01)	6	6	6	6	6	6			6	6	1	1	1				1			
	紅水川			落合橋 (219-01)	6	6	6	6	6	6			6	6										
浦	江ノロ川	С		永福寺橋 (003-51)	6	6	6	6	6	6			6	6								1	ı	1
1 "				円満橋 (003-52)	6	6	6	6	6	6			6	6									1	1
戸			0	廿代橋 (003-01)	12	6	6	6	6	6	12		6	6	1	1	1				1			
′	旭 川			勧進橋 (238-01)	6	6	6	6	6	6			6	6										
湾	舟入川上流	Α	0	舟戸橋 (006-01)	6	6	6	6	6	6	6		6	6	1					1	1	1		
"	舟入川下流	В	0	新木橋 (007-01)	6	6	6	6	6	6	6		6	6	1	1	1			1	1	1		
水	絶海池			大島橋 (222-01)	6	6	6	6	6	6			6	6										
1,71	鏡川上流	AA		中島橋 (010-58)	6	6	6	6	6	6	2		6	6										
域				砂瀬橋 (010-56)	6	6	6	6	6	6	2		6	6									1	1
				鏡川ダムサイト(010-57)	6	6	6	6	6	6	2		6	6									1	
				大河内橋 (010-51)	6	6	6	6	6	6	2		6	6									1	1
			0	新月橋 (010-01)	6	6	6	6	6	6	6		6	6	1						1			
	鏡川下流	Α	0	潮江橋 (011-01)	12	6	6	6	6	6	12		6	6	1	1	1				1			
	重倉川			長谷橋 (240-01)	6	6	6	6	6	6	2		6	6	1						1	1		
	神田川	В	0	三ノ瀬橋 (048-01	`	6	6	6	6	6	6	6		6	6	1						1			
			_	神田川橋 (048-51)	6	6	6	6	6	6			6	6										
	竹島川		_	西孕橋 (218-01)	6	6	6	6	6	6			6	6										=
	新川川	В		新川川橋 (012-03		6	6	6	6	6	6	6		6	6	1						1	1		
			0	中ノ橋 (012-02)	6	6	6	6	6	6	6		6	6	1	1	1				1			

数値は測定回数

令和6年度 河川及び湖沼水質測定計画

<u> 令和</u>	6年度 河川	<u> </u>	人活	胡沼水質測定計画																				
										灶	: 汪1	環境	测 T面 E		定	項	-	1		健	康	項	目	
		四			年																			
		環境	涯	則定地点名(地点統一番号)	間	р	D	В	С	s	大腸	油	全窒	全燐	全	<u>ا</u>	L	底層	カド	全シ	鉛		砒	総水
	水 域 名	基			総測	Н	0	O D	0	s	勝菌	分	至素	燐	鉛鉛	ノニルフ	A S	眉 D	L 111	ンア		価ク	素	銀
		準類			定						数					ェ		0	ミウ	ン				
		類型		(◎:環境基準地点)	日数											ノ			L			ム		
																ル								
	<u> </u>																							
	仁淀川	AA		別枝口 (013-59)		12					12			12										
				高瀬 (013-60)	12	12	12	12	12	12	12		12	12				12	1	1	1	1	1	1
				大崎橋 (013-57)	6	6	6	6		6														
			0	中仁淀沈下橋 (013-01)	6	6	6	6		6	6				1	1	1		1		1	1	1	1
			0	伊野水位観測所(013-02)	12	12	12	12	12	12	12		4	4	4	4	4		2	2	2	2	2	2
			0	八田堰(1)流心 (013-03)	12	12	12	12	12	12	12		4	4	4	4	4		2	2	2	2	2	2
仁			0	八田堰(2)左岸 (013-04)	12	12	12	12	12	12	12								2	2	2	2	2	2
-				中島水位観測所(013-55)	12	12	12	12	12	12	12		12	12					2	2	2	2	2	2
淀				仁 西 (013-56)	12	12	12	12	12	12	12		12	12					2	2	2	2	2	2
"-	坂折川	Α		桐見ダム (018-51)	6	6	6	6	6	6			6	6										
JII			0	坂折沈下橋 (018-01)	6	6	6	6		6	6								1		1	1	1	1
'''	柳瀬川	Α	0	黒岩橋 (017-01)	6	6	6	6		6	6								1		1	1	1	1
水	日下川	Α		戸梶川合流前 (016-52)	6	6	6	6		6														
			0	国岡橋 (016-01)	12	12	12	12		12	12								1		1	1	1	1
域	相生川			池 尻 (208-02)	6			6		6														
以	宇治川	С		宇治川橋 (049-53)	6	6	6	6		6														
			0	音 竹 (049-01)	12	12	12	12	12	12	12		4	4	4	4	4		2	2	2	2	2	2
	波介川上流			波介川橋 (014-01)		12					12								1		1	1	1	1
	波介川下流			小野橋 (015-01)					12	12			12	12	4	4	4		2	2	2	2	2	2
	竜雲川			波介川合流前 (211-01)	6			6		6														
	火渡川			波介川合流前 (212-05)	6		6	6		6														
	長池川			波介川合流前 (213-05)	6	6	6	6		6														
須	桜 川	В	0	鯛の川口橋 (035-01)	6		6	6		6	6								1		1	6	1	1
湾	18 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /			押岡橋 (036-01)	6		6	6		6	6								1		1	1	1	1
水	新荘川			高保木堰 (027-01)	6	6	6	6		6	6		6	6					1		1	1	1	1
ф	岸本川	$\wedge \wedge$	۳	岸本橋 (246-01)	6		6	6		6	J		J	- 0					-		-	-		
上佐	香宗川	Α		香宗川橋 (042-52)	6	6	6	6		6													\dashv	-
地	自水川	^	<u></u>	赤岡橋 (042-01)	12						12								1		1	1	1	4
佐地先海域関			9							6	12								- 1		- 1	ı		1
域	鳥 川			香宗川合流前 (239-02)	6			6																-
関連	萩谷川	_	6	中川橋 (229-01)	6	6	6	6		6											_			_
連水	久礼川			和田川橋 (043-01)	6	6	6	6		6	6								1		1	1	1	1
域	伊与木川	AA	0	藤縄橋 (044-01)	6	6	6	6		6	6								1		1	1	1	1

測 定 特殊項目 目 健康項目 の 他 の項 低沸点化合物類 農 薬 類() 測 備 クロロフィル。 性リハロメタン 酸化還元電位 N H 4 – N 酸 ふっ素 Р С В セ酸 ほう素 クロ T O 底 流量 定機 アルキル 銅 亜 鉄 濁透 塩 Μ 電気伝導度 要監視項目等 マンガン 素イオン В レ 明 Α С 測 関 鉛 S 質定 素硝 考 ジオキサン 名 水銀 度 度 × 2 及酸 × 1 び性 a ン能 窒 素 12 12 国交省 12 12 12 12 12 12 1 1 1 6 1 6 6 2 " 高知県 6 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 4 2 1 36 国交省 4 4 4 2 2 2 2 2 2 2 2 4 4 4 4 2 1 " 2 2 2 2 2 2 2 2 2 " 2 2 2 2 2 2 2 2 2 12 12 12 12 12 24 " 2 2 2 2 2 12 12 12 12 12 " 高知県 6 1 1 " 1 " 2 2 国交省 4 1 高知県 2 2 2 2 2 12 12 12 12 12 2 24 国交省 高知県 1 6 1 1 1 " " " " " 6 " " 1 1

数値は測定回数

<u>令和</u>	6年度 河川	<u> 及て</u>	沆	胡沼水質測定計画																				
										Н	活	半票	测 TE F		定	項		1		健	康	項	目	
	水 域 名	環境基準類	3	則定地点名(地点統一番号)	年間総測定	рН	D O	B O D	C O D	S	大腸菌数	油	全窒素	全	全亜鉛	ノニルフェ	L A S	底層DO	カドミウ			六価クロ	砒	総水銀
		型		(◎:環境基準地点)	日 数											ノール			A			٦.		
	四万十川	AA	0	鍛冶屋瀬橋 (022-01)	6	6	6	6		6	6		6	6	1	1	1		1		1	1	1	1
				家地川堰堤 (022-58)	6	6	6	6	6	6	4		6	6										
			0	大正流量観測所(022-02)	6	6	6	6		6	6		6	6	1	1	1		1		1	1	1	1
				昭和大橋 (022-56)	6	6	6	6		6	4		6	6										
			0	西土佐大橋 (022-03)	6	6	6	6		6	6		6	6	1	1	1		1		1	1	1	1
			0	具 同 (022-04)	12	12	12	12	12	12	12		4	4	4	4	4		2	2	2	2	2	2
				下田 (022-55)	12	12	12	12	12	12	12		6	6										_
	仁井田川			根々崎橋 (025-01)	6	6	6	6		6	6		6	6					1		1	1	1	1
四	東又川	В	0	<u> 奈路橋 (026-01)</u>	6	6	6	6		6	6		6	6					1		1	1	1	1
万	吉見川			四万十川合流前(245-01)	6	6	6	6		6	4		6	6										_
+	梼原川	AA		津賀ダム放水口(041-54)	6	6	6	6		6			6	6										
			0	大正橋 (041-01)	6	6	6	6		6	6		6	6					1		1	1	1	1
	広見川			川崎橋 (215-01)	6	6	6	6		6	4		6	6										_
水	後川		0	後川橋 (023-01)	12	12				12	12		4	4	4	4	4		2	2	2	2	2	2
域	中筋川	В		広井 (024-57)	12	12	12	12		12	12		12											
				中筋川ダム (024-56)	12	12	12		12	12	12		12		12	12	12	12	2	2	2	2	2	2
				黒川 (024-55)	12	12	12		12	12	12		12	12										
				五反田橋 (024-53)	6	6	6	6		6			6	6										
			_	坂本橋 (024-52)	6	6	6	6	6	6	6		6	6										
			0	山路橋 (024-01)	12	12				12	12		4	4	4	4	4		2	2	2	2	2	2
				実崎 (024-54)	6	6	6	6	6	6	6		6	6										_
	横瀬川			大物川橋 (250-01)	12	12	12		12	12	12		12											
				横瀬川ダム (250-02)						12			12		12	12	12	12	2	2	2	2	2	2
	24 mz 1		_	久才川橋 (250-03)			12		12				12	12				_						-
園摺	益野川			<u>といぐち堰 (030-01)</u>	6	6	6	6		6	6								1		1	1	1	1
水海	三崎川			<u>竜串橋 (029-02)</u>	6	6	6	6		6	6								1		1	1	1	1
-	宗呂川			下川口橋 (028-01)	6	6	6	6		6	6								1		1	1	1	1
宿毛	福良川			中ケ市橋 (040-01)	6	6	6	6		6	6							_	1		1	1	1	1
一湾	伊与野川			日の下橋 (039-01)	6	6	6	6		6	6								1		1	1	1	_1
水域	松田川			河戸堰 (037-01)	6	6	6	6		6	6		6						1		1	1	1	1
	<u>篠 川</u> 旨定河川・湖沼数:4		0	<u>野地堰 (038-01)</u> 類型指定水域数:52	12 計	6	6	6		6	12		6	6					1		1	1	1	1
	河 川·湖沼数: 6			測定地点数:116	пΙ	882	882	870	498	882	676	0	488	488	106	98	98	48	65	33	80	75	65	65

肯定河川・湖沼数:45 類型指定水域数:52 河川・湖沼数:65 測定地点数:116 環境基準地点数:58 ※1 低沸点化合物:ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリー※2 農薬類:チウラム、シマジン、チオベンカルブ

																							数征	直は	測定	回蒙	汝		
		43	建厚	Б Т	頁目	=				測	J 殊习	定百	項				-	の	他	の	項	5 E	=						
アルキル水銀	РСВ	低沸点化合物類(※1)	農薬類(※2)	セ	2.硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1 , 4 - ジオキサン	銅	亜鉛	鉄	マンガン	クロム	濁度	透明度	塩素イオン	N H 4 – N	リン	MBAS	T 0 C	電気伝導度	クロロフィル	ト生リハロ成	電 位	要監視項目等	底質	流量測定	測定機関名	考
	1	1	1	1				1						6											1			高知県 " " "	
	1 2	1 2	1 2	1 2	2	2	2	1 2						6		12 6									1 2	1		四交省 " 高知県	
	1	1	1	1				1						6											1				
	1	1	1	1	1	1	1	1						6											1			"	
	2	2	2	2	2	2	2	2								12									2	1		国交省	
2	2	2		2	12	2		2				12 12		12 12 12	12		12 12 12				12 12		4			1	12	"	
	2	2	2	2	2	2	2	2						6		6 12 6									2	1		国交省 " "	
2	2	2	2	2	12 12 12		2	2				12		12 12 12	12		12 12 12				12	12 12 12	4			1	12	// // //	
	1	1	1	1	1	1	1	1																	1			高知県	
	1	1	1	1	1	1	1	1																	1			//	
_	1	1	1	1	1			1																	1			"	
	1	1	1	1				1																	1			//	
	1	1	1	1	1			1																	1			//	
	1	1	1	1	1			1						6											1			"	
6					164				15	0	15	51	21	506	60	264	146	42	0	176	240	144	19	12		17	144	総計	

クロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン

令和6年度 海域水質測定計画 測 定 項 目 生活環境項目 健康項目 年 境 間 測定地点名(地点統一番号) L 底 カ D В С S 大油 全 全 全 鉛 六 砒 総 ア Α 層 シ 基 腸 窒 総 0 0 亜 価 水 ル 水域名 S 準 測 0 D S 菌 分 素 燐 鉛 D ア ク 素 銀 丰 Н D Ξ フ 類 定 数 0 ゥ ル I 型 (◎:環境基準地点) 日 ム 厶 水 (○:窒素·燐環境基準地点) 数 銀 st—2 2 室 芸東海域(甲浦港) A (610-51) 2 2 _2 2 2 st—4 (610-53) 2 (白_浜) 園 阿 st—1 (610-01) 4 4 4 (三津地先) 1 1 1 1 水南 域海 (室戸岬漁港内) st-11 (610-60) 2 2 2 2 2 2 2 2 (室津港内) -12 岸 (610-61) 高知港(乙) В st-101 2 2 2 602-51) 2 2 2 2 st-102 (602-52) 2 Ш st-103602-53) 2 2 2 2 ⊚ O st—104 6 6 6 602-01) 6 6 6 6 (1 st—105 602-54) 2 2 2 2 2 2 浦 © O st—106 st—107 602-02) 6 6 6 6 6 6 1 6 戸 2 2 2 2 2 602-55) 2 湾 st-108 2 2 2 2 2 2 602-56) (水 st-109 2 2 2 2 2 2 602-57) 域 st-110 602-58) 2 2 2 2 2 2 6 6 6 6 6 ○ O st—111 6 6 602-03) st—112 602-59) 2 2 2 高知港(甲) A 🔘 st-113 (601-01) 12 6 6 6 12 6 6 1 1 1 1 (A) st-114 601-02) 6 6 6 6 6 6 6 st—115 Α 608-51) 2 2 2 2 2 地 中 土 佐 中土佐地先海域 st-116 2 2 2 2 2 (608-52) 2 st-117 608-53) 2 2 2 須 須崎港及び В 🔘 st—1 604-01) 6 6 6 6 6 6 祫 野見湾 0 st—2 6 6 6 6 6 6 1 1 1 1 604-02 湾 st-10604-56) 2 2 2 2 2 水 st—3 6 604-03) 6 6 6 6 6 須<u>崎湾</u> 域 A (0) 605-01) 4 4 4 <u>st</u>—4 1 1 1 1 st—1 4 (奈半利地先) A 🔘 4 4 1 1 1 608-01) 6 (夜須沖) ◎ st—20 (608-06) 6 6 6 6 1 1 1 1 1 © st—3 ((物部川河口沖) 608-03) 4 4 4 4 4 1 1 1 1 1 st—4 608-04_) 佐 0 4 4 4 4 1 1 1 1 (仁淀川河口沖) _1 地 (浦ノ内湾) Α st—9 608-57) 6 6 6 6 6 先 O st—10 6 (608-58) 6 6 6 6 6 6 海 IIO st—11 (608-59) 6 6 6 6 6 6 6

6

6

2 2

4 4

6

6

6

6 6 6

6 6 6

6

(608-60)

608-61)

608-62)

(

(st—15 (608-63)

st—17 (608-65) <u>st—5</u> (608-05)

6

6

6

6

2

4

6

6

6 1

6

6

2

1

1

1 1 1

1

1

6

6 6

6 6

6 6

域

関

連

水

域

(久礼地先)

(佐賀地先)

Α

st-12

st-14

O st-13

<u>令和</u>	16年度 海	域	水質測定計画																						
												測		定	:	J	頁		目						
										生	活现	環境	項目	3							健児	東項	目		
	水 域 名	環境基準類型	測定地点名(地点統· (⑥:環境基準地 (〇:窒素·燐環境基	2点)	年間総測定日数	I σ	0 0	ООВ	000	ω ω	腸	油 分	全窒素	全燐	化甲铅	ノニルフェノール	0 > ∟	底層DO	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム		総水銀	アルキル水銀
	(T O b C T b b C T	Α	◎ st—1 ((609-01)	4	4	4		4										1		1	1	1	1	_
国立公園水域足摺宇和海	(下の加江地先) (松尾地先)	^		609-01	4	4	4		4										<u>'</u> - 1		<u>'</u> -	<u>'</u> -	h h	<u>'</u> -	
立 摺	(土佐清水港)			609-55)	2	2	2		2									2	'-		'-		r ' -}	'-	
量字	(工任用小仓)			609-03)	4	4	4		4									4	1		1	1	1	1	
水布	(あしずり港)			609-54)	2	2	2		2									2	'-			'-	r ' -}		
域借	(叶岬沖)			609-04	- <u></u>	4	4		4									4	 1		1	1	1	1	
	(竜串湾)	Α	<u> </u>	603-04)	6	6	6		6		6							6	1		1	1	1	1	
公足	(电中/5)	^		603-05	6	6	6		6		6							6	1		1	1		1	
公足 園摺 水海				603-04	6	6	6		6		6							٥	1		1	1		1	
水海域中			-	603-02	4	4	4		4		4								1		i	1		1	
以中				603-01	4	4	4		4		4							4	1		1	1		1	
	宿毛湾湾奥部	В	-	606-01	6	6	6		6		6		3	3				6	1		1	1	1	1	_
Ι.			-	606-52	2	2	2		2				Ü	·				2			'	'	. "	'	
宿			•	606-53	2	2	2		2									2					ı		
宿毛湾水域				606-54	2 2	2	2		2									2					ı		
湾	宿毛湾	Α		607-52)	2	2	2		2									2							
水	10 07.5	, ,	•	607-01	6	6	6		6		6		3	3				_	1		1	1	1	1	
琙			•	607-02	4	4	4		4		_		-						1		1	1	1	1	
				607-03)	4	4	4		4										1		1	1	1	1	
	海 域 数: 7		類型指定水域数:12	計					-																
	測定地点数: 59		環境基準地点数: 28			230	230	0	230	0	80	2	102	102	5	2	2	142	24	0	29	24	24	24	0
			窒素 燐環境基準地点数	ζ: 6																					

※1 低沸点化合物:ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、

※2 農薬類:チウラム、シマジン、チオベンカルブ ※3 自然環境保全(自然探勝の環境保全)を目的とする地点については、大腸菌数の環境基準のうち「20CFU/100ml以下」を当ては

																		数值	直は	測5	E O	数	
						浿	<u>I</u>		定		項		E										
	仮	建康:	項目					殊	百日				そ	σ) 1	也	の	項	E	1	1		
PC	低沸点化	農薬	セレ	硝酸性	4	銅	亜	鉄	マン	クロ		塩素	Н	リング	M B	T O	電気	クロ	IJ	要監	底	測定機器	備
В	合物類(※1)	類(※2)	ン	窒素及び窒素	- ジオキサン		鉛		ガン	Z.	度	イオン	1 N	酸イオン	A S	С	伝導度	ロフィル a	ハロメタン	目等	質	関 名	考
1				1	1						4	4										高知県	
1				1	1						4	4										//	
		t			'-						2	2					†					//	
1				1	1						4	4									1	"	
					'-						2	2					 			}		<i>!</i>	
1				1	1						4	4										····"	
1				1	1						6	6										"	
-					1						1											"	
1					1						6	6											自然環境保全
1											6	6										//	利用を目的と する水域(※3)
1											4	4										//	9 る小域(水の)
1				1	1						4	4										//	
1				1	1						6	6										//	
											2	2										//	
											2	2										//	
											2	2										11	
											2	2										//	
1				1	1						6	6										//	
1				1	1						4	4										//	
1				1	1						4	4										//	
24	55	15	5	29	25	5	0	5	5	5	230	230	0	0	0	54	54	0	0	0		総計 1,998	

1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンめる。

	1.1-6.1.	EE 101 -		- 1
か 井田	水域水	質測定	'言十1由1新	计技术

	· 六					快1本致
١.			測 定	機関		<u> </u>
1 7	則 定 項 目	日本立体の			-1、次7年4米4章	合 計
	/ - - - - - - - - -	国土交通省	高知県	高知市	水資源機構	
	pH(水素イオン濃度)	276	602	222	12	1,112
	DO(溶存酸素量)	276	602	222	12	1,112
	BOD(生物化学的酸素量)	276	414	168	12	870
	COD(化学的酸素要求量)	276	218	222	12	728
4						
	SS(浮遊物質量)	276	426	168	12	882
活	大腸菌数	276	344	124	12	756
環	油分(ノルマルヘキサン抽出物質)	0	2	0	0	2
境	全 窒 素	182	174	222	12	590
項						
目		182	174	222	12	590
	全 亜 鉛	56	23	20	12	111
	ノニルフェノール	56	23	9	12	100
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	56	23	9	12	100
	底層DO			18	12	
_		36	124			190
	カドミウム	29	59	0	1	89
	全シアン	29	0	3	1	33
	鉛	29	59	20	1	109
I	*** 六価クロム	29	64	5	1	99
					- !	
I	砒素	29	59	0	1	89
I	総水銀	29	59	0	1	89
	アルキル水銀	5	0	0	1	6
	PCB	29		0	1	93
			63			
	ジクロロメタン	29	35	20	1	85
	四塩化炭素	29	35	20	1	85
	1,2-ジクロロエタン	29	35	20	1	85
	1,1-ジクロロエチレン	29	35	20	1	85
健						
	シス-1,2-ジクロロエチレン	29	35	20	1	85
康	1,1,1-トリクロロエタン	29	35	20	1	85
項	1,1,2-トリクロロエタン	29	35	20	1	85
目	トリクロロエチレン	29	35	20	1	85
	テトラクロロエチレン					
		29	35	20	1	85
	1,3-ジクロロプロペン	29	35	20	1	85
	チウラム	29	35	20	1	85
	シマジン	29	35	20	1	85
	チオベンカルブ					
		29	35	20	1	85
	ベンゼン	29	35	20	1	85
	セレン	29	35	20	1	85
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	102	59	20	12	193
1	ふっ素	29	35	8	1	73
I	ほう素	29	35	8	1	73
I	1,4-ジオキサン	29	58	9	1	97
	銅	0	0	20	0	20
特	亜鉛	0	0	0		0
殊						_
項	鉄(溶解性)	0	0	20	0	20
目目	マンガン(溶解性)	36	0	20	0	56
l [□]	クロム	0	6	20	0	26
\vdash	濁度	182	144	168	12	506
I						
	透明度	48	176	54	12	290
I	塩素イオン	90	182	222	0	494
I	アンモニア性窒素(NH4-N)	134	0	0	12	146
そ	リン酸イオン	42	0	0	0	42
の						
他	MBAS	0	0	0	0	0
の	тос	8	0	222	0	230
項	電気伝導度	60	0	222	12	294
目	やスロサス クロロフィルa					
1	*	132	0	0	12	144
	トリハロメタン生成能	18	0	0	1	19
1	酸化還元電位	0	0	0	12	12
I	要監視項目等	24	35	0	2	61
l é						22
底		13	6	2	1	
流	量 測 定	144	0	0	0	144
1	総計	3,987	4,773	2,969	258	11,987
		,	,			

(測定計画備考)

^{のに自} 回順時が、 ※1 高知県が測定する要監視項目等は、クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロブロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキ サチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、 イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、塩化ビニルモノマー及びPFOS及びPFOAとする。

※2 国土交通省が測定する要監視項目等は、クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシン銅、クロロタロニル、プロビザミド、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、PFOS及びPFOA、フェノール及びホルムアルデヒドとする。

※3 水資源機構が測定する要監視項目等は、4-t-オクチルフェノール、アニリン及び2,4-ジクロロフェノールとする。

地下水質測定計画

令和6年度 地下水調査地点数

1 国土交通省測定分

/	\	Λ -	r	_	年,	
- (١ .	 => 7	KH	h	1	177
١.		J /	l.H	U	_	/文

国工文进有例足为		() , 市和3年度
調 査 区 分	市町村数	地 点 数
概況調査	3 (3)	4 (4)
汚染井戸周辺地区調査	0 (0)	0 (0)
継続監視調査	0 (0)	0 (0)
小計	3 (3)	4 (4)
2 高知県測定分		() : 令和5年度
調査区分	市 町 村 数	地 点 数
概況調査	1 1 (10)	20 (20)
汚染井戸周辺地区調査	0 (0)	0 (0)
継続監視調査	6 (5)	1 0 (10)
小計	1 5 (1 3)	3 0 (3 0)
0 1		() A = - 1:-b
3 高知市測定分		() : 令和5年度
3 高知市測定分 調 査 区 分	市町村数	() : 令和 5 年度 地 点 数
	市 町 村 数 1 (1)	
調査区分		地 点 数
調 査 区 分 概況調査	1 (1)	地 点 数 5 (5)
調 査 区 分 概況調査 汚染井戸周辺地区調査	1 (1) 0 (0)	地 点 数 5 (5) 0 (0)
調 査 区 分 概況調査 汚染井戸周辺地区調査 継続監視調査	1 (1) 0 (0) 1 (1)	地 点 数 5 (5) 0 (0) 7 (7)
調查区分 概況調查 污染井戸周辺地区調查 継続監視調査 小計	1 (1) 0 (0) 1 (1)	地 点 数 5 (5) 0 (0) 7 (7) 1 2 (1 2)
調 査 区 分 概況調査 汚染井戸周辺地区調査 継続監視調査 小計 4 総 計	1 (1) 0 (0) 1 (1) 1 (1)	地 点 数 5 (5) 0 (0) 7 (7) 1 2 (1 2) () : 令和 5 年度
調 查 区 分 概況調査 汚染井戸周辺地区調査 継続監視調査 小計 4 総 計 調 査 区 分	1 (1) 0 (0) 1 (1) 1 (1)	地 点 数 5 (5) 0 (0) 7 (7) 1 2 (1 2) () : 令和 5 年度 地 点 数
調 查 区 分 概況調査 汚染井戸周辺地区調査 継続監視調査 小計 4 総 計 調 査 区 分 概況調査	1 (1) 0 (0) 1 (1) 1 (1) 市町村数 1 2 (13)	地 点 数 5 (5) 0 (0) 7 (7) 1 2 (12) ():令和5年度 地 点 地 点 数 2 9 (29)

令和6年度 地下水調査地点 (井戸所在地市町村名)

	調査区分	令和6年度	令和5年度
国土	概 況 調 査	高知市、南国市 四万十市	高知市、南国市 四万十市
交通	汚染井戸周辺地区調査		
省	継続監視調査		
高知	概 況 調 査	南国市、香南市 香美市、宿毛市 土佐清水市、四万十市 本山町、大豊町 大月町、黒潮町 三原村	土佐市、須崎市 いの町、佐川町 越知町、日高村 中土佐町、津野町 梼原町、四万十町
	汚染井戸周辺地区調査	<i>→ //</i> N 11	
県・	継続監視調査	室戸市、南国市 土佐市、香美市 佐川町、芸西村	室戸市、南国市 土佐市、香美市 佐川町
高	概 況 調 査	高知市	高知市
知	汚 染 井 戸 周 辺 地 区 調 査		
市	継続監視調査	高知市	高知市
測定計	概 況 調 査	高知市、南国市 市	高土佐 田市、南国市 市市、河田 田市市の町 田市市の町 田市市の町 田市市の町 田の田 田の田 田の田 田の田 田の田 田の田 田の田 田
訂	汚染井戸周辺地区調査		
画	継続監視調査	高知市、室戸市 南国市、土佐市 香美市、佐川町 芸西村	高知市、室戸市 南国市、土佐市 香美市、佐川町

令和6年度 地下水水質測定計画 測定頻度 元 項目別健 調 総 間 杳 測 健 全 他 調査地点名 井戸の種類 置 場 用涂 区 番 設 所 定 康 \mathcal{O} 砯. 鉛 水 Н ア 項 項 素 ゥ 銀 数 目 目 $_{L}$ 201-0080-024300 高知市旭上町 生活用 明 概 況(ローリング) 不 1 1 1 1 1 1 1 1 1 201-0340-024400 高知市大谷 生活用 不 明 概 況(ローリンク 1 1 1 1 1 1 1 1 1 3 201-0420-024100 高知市上本宮町 生活用 不 明 概 況(ローリンク 1 1 1 1 1 1 1 1 1 概 況(ローリンク 201-0420-024200 高知市上本宮町 生活用 不 明 1 1 1 1 1 1 1 1 1 生活用 概 況(ローリンク 201-1670-024000 高知市本宮町 不 明 1 1 1 1 1 1 1 201-2940-000100 高知市春野町天皇 水位観測 浅 井 戸 概況(定点 2 2 2 1 1 1 1 1 1 明 204-0070-000400 南国市大埇 飲用 不 概 況(ローリング) 2 2 2 1 1 1 1 1 1 概 況(ローリング) 204-0160-000200 南国市岡豊町中島 生活用 不 明 2 2 2 1 1 1 1 1 1 概況(定点) 204-0420-001700 南国市日章 1 1 1 水位観測 浅 井 戸 2 2 2 1 1 1 深井戸 204-0530-000100 南国市廿枝 その他 概 況(ローリング) 1 1 1 10 2 2 2 1 1 1 生活用 浅 井 戸 概 況(ローリング) 1 1 1 1 1 1 208-0460-000700 宿毛市平田町戸内 2 2 2 11 深井戸 208-0530-000100 宿毛市和田 その他 概 況(ローリング) 2 1 1 1 1 1 1 2 2 12 概 況(ローリンク゛) 209-0410-001100 土佐清水市三崎 その他 浅 井 戸 2 2 2 1 1 1 1 1 1 13 概況(定点) 14 210-0300-000100 四万十市县同 水位観測 深井戸 2 2 2 1 1 1 1 1 1 15 210-0300-001200 四万十市具同 その他 不 概 況(ローリング) 2 2 2 1 1 1 1 1 1 16 210-0560-000500 四万十市中村一条通 その他 不 概 況(ローリング) 2 2 2 1 1 1 1 1 1 17 210-1010-001500 四万十市入田 水位観測 浅 井 戸 概況(定点) 2 2 深井戸 18 211-0230-000300 | 香南市野市町下井 生 活 用 概 況(ローリング) 2 2 2 1 1 1 1 1 1 浅 井 戸 概況(ローリング) 2 2 19 211-0310-000100 香南市野市町東佐古 飲用 2 1 1 1 1 1 1 20 211-0320-000700 香南市野市町深渕 その他 不 明 概 況(ローリング) 2 2 2 1 1 1 1 1 1 21 212-0400-000100 香美市土佐山田町 その他|深井戸 概 況(ローリング) 2 2 2 1 1 1 1 1 1 22 | 212-1310-000400 | 香美市物部町山崎 飲用 浅 井 戸 概 況(ローリンク゛) 2 2 2 1 1 1 1 1 1 23 341-0100-000100 本山町寺家 その他|浅井戸 概 況(ローリンク゛) 2 2 2 1 1 1 1 1 1 生活用 浅 井 戸 概 況(ローリング) 24 | 344-0020-000100 | 大豊町穴内 2 2 2 1 1 1 1 1 1 不明 概 況(ローリング) 2 25 | 424-0230-000700 | 大月町弘見 その他 2 2 1 1 1 1 1 1 26 424-0240-000400 大月町鉾土 生 活 用 浅 井 戸 概 況(ローリンク゛) 2 2 2 1 1 1 1 1 1 427-0040-000200 飲用 浅 井 戸 2 27 三原村来栖野 概 況(ローリング) 2 2 1 1 1 1 1 1 生活用 28 427-0100-000300 三原村宮ノ川 浅 井 戸 概 況(ローリンク 2 2 2 1 1 1 1 1 1 428-0350-000800 黒潮町佐賀不破原 生活用 不 明 概 況(ローリンク 2 2 2 1 1 1 1 29 201-0450-001600 高知市鴨部高町 飲用 浅 井 戸 継 続 監 視 30 1 1 1 31 201-0450-001700 高知市鴨部高町 飲用 浅 井 戸 緥 続 監 視 1 1 1 32 201-1300-012200 高知市長浜 飲用 浅 井 戸 緥 続 監 視 1 1 1 33 201-1300-005500 高知市長浜

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

201-1660-015800 高知市洞ヶ島町

202-0080-000100 室戸市室津

204-0350-002800 南国市篠原

204-0350-002900 南国市篠原

402-0060-000100 佐川町甲

46 307-0060-000900 芸西村和食甲

204-0540-003002

201-7050-013300 高知市春野町西諸木

201-7050-013400 高知市春野町西諸木

205-0080-000802 土佐市宇佐町宇佐

212-0910-000101 香美市土佐山田町町田

南国市浜改田

計

地	下水水質測定計画統括表				検体数
	測 定 項 目	測	」 定 機	関	合 計
		国土交通省	高知県	高知市	
	カドミウム	3	20	5	
	全シアン	3	20	5	28
	鉛	3	20	5	28
	六価クロム	3	24	5	32
	砒素	3	20	5	28
	総水銀	3	20	5	28
	アルキル水銀	0	0	0	0
	PCB	3	20	5	28
	ジクロロメタン	3	28	7	38
	四塩化炭素	3	28	7	38
	クロロエチレン	3	28	5	36
	1,2-ジクロロエタン	3	28	7	38
健	1,1-ジクロロエチレン	3	28	7	38
康	1,2-ジクロロエチレン	3	28	7	38
項	1,1,1-トリクロロエタン	3	28	7	38
目	1,1,2-トリクロロエタン	3	28	7	38
	トリクロロエチレン	3	28	7	38
	テトラクロロエチレン	3	28	7	38
	1,3-ジクロロプロペン	3	28	7	38
	チウラム	3	20	5	28
	シマジン	3	20	5	28
	チオベンカルブ	3	20	5	28
	ベンゼン	3	28	7	38
	セレン	3	20	5	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	48	9	63
	ふっ素	3	20	5	
	ほう素	3	20	6	
	1,4-ジオキサン	3	20	5	28
	pH(水素イオン濃度)	8	52	12	72
そ	塩素イオン	8	52	12	72
の	電気伝導度	4	52	12	68
他	アンモニア性窒素(NH ₄ -N)	4	52	0	
	総計	108	876	198	

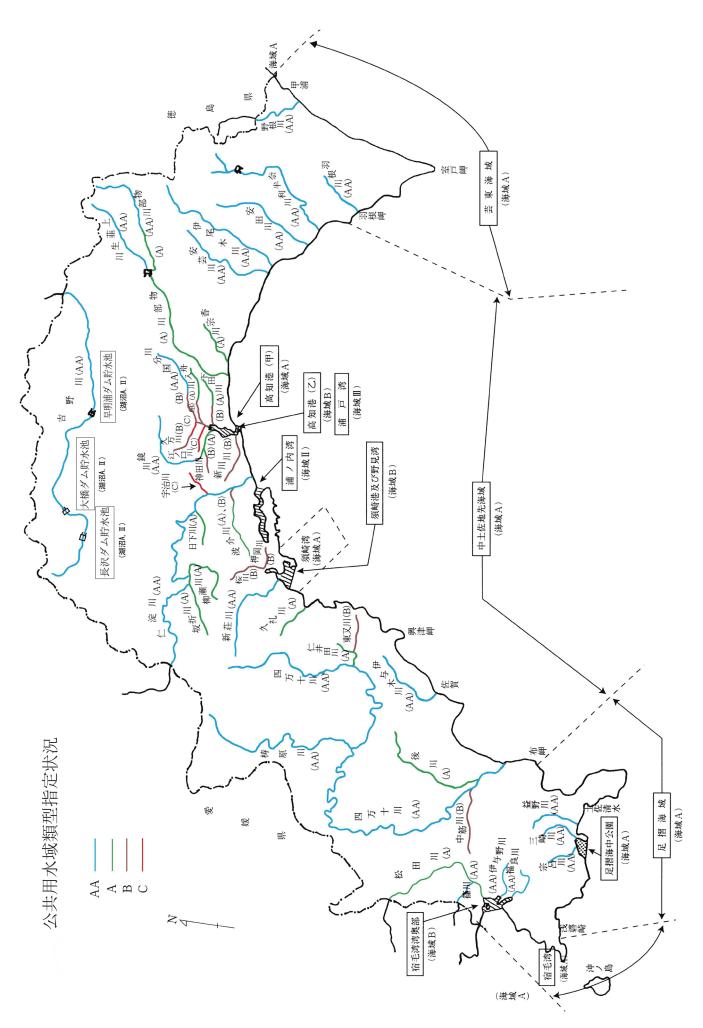
(測定計画備考)

^{※1} アルキル水銀については、総水銀検出時に測定する。

^{※2} 概況調査において、健康項目が検出された場合は、適宜汚染井戸周辺地区調査を行う。

測定地点図

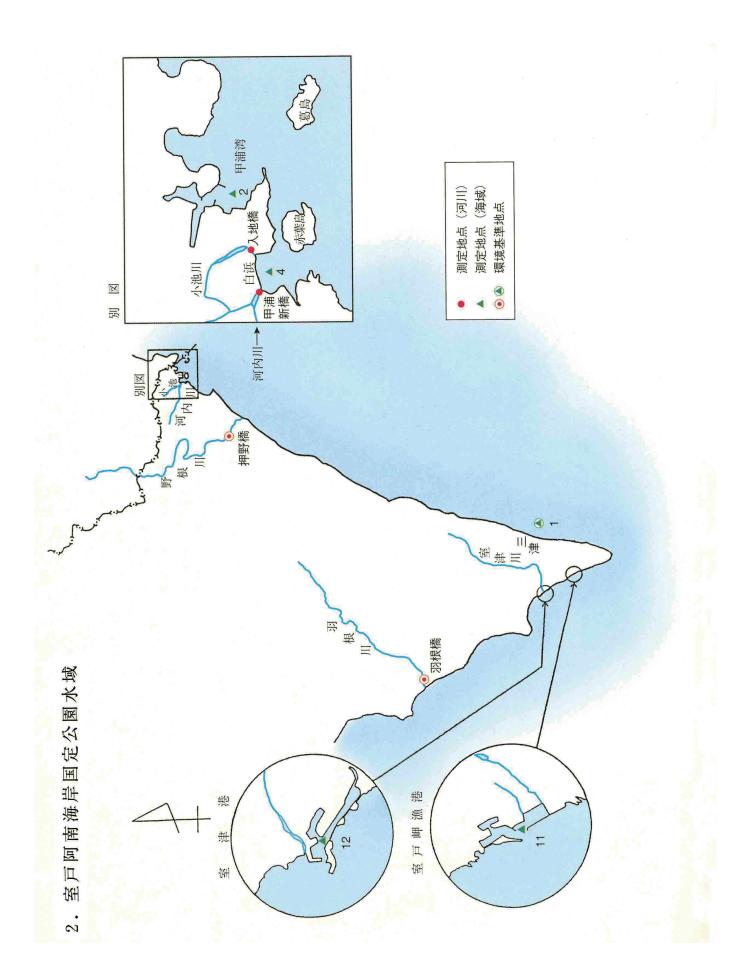
公共用水域 地 下 水

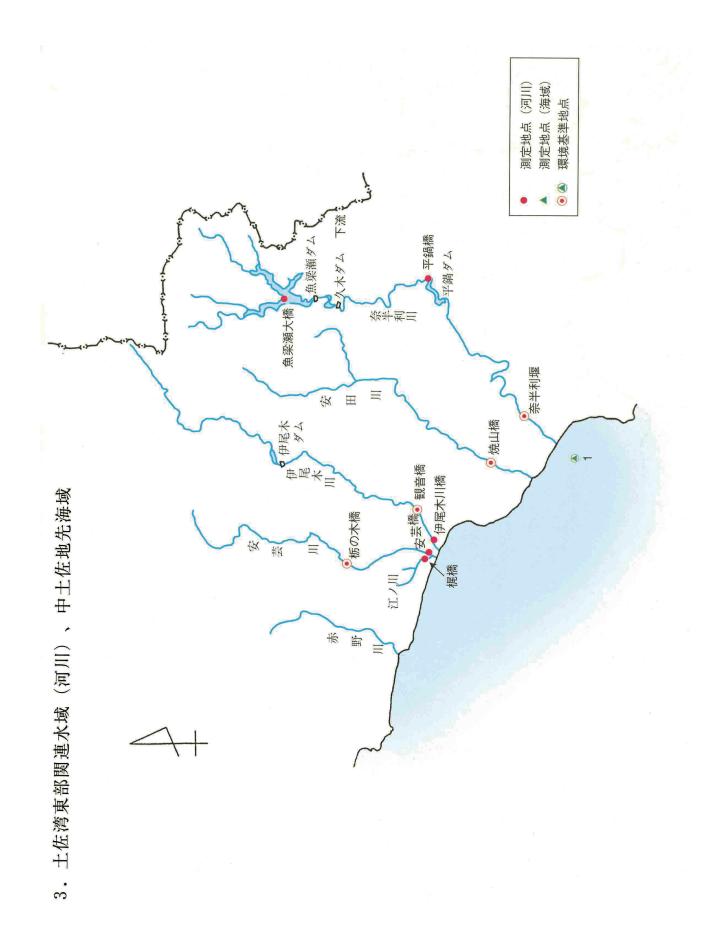


[公共用水域

1. 吉野川水域

早明浦ダム 113 ● 測定地点(高知県)○ 測定地点(水資源機構)○●環境基準地点 衙 る大橋ダム 大森川ダム









別図1(新川川、派川甲殿川)

 \mathbb{H}

(鏡

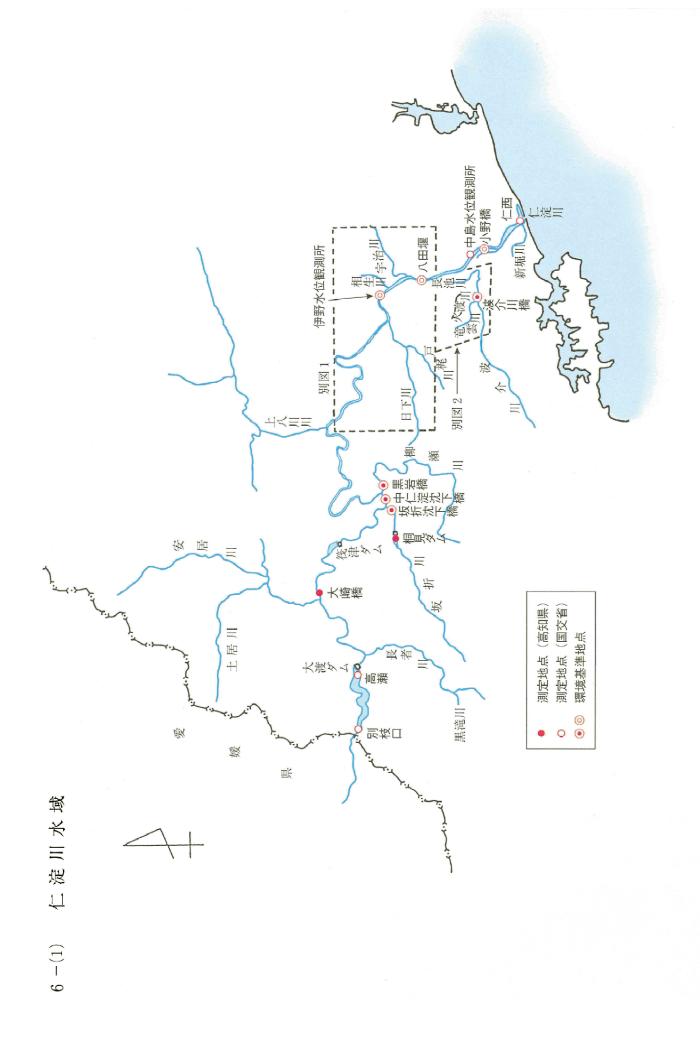
2

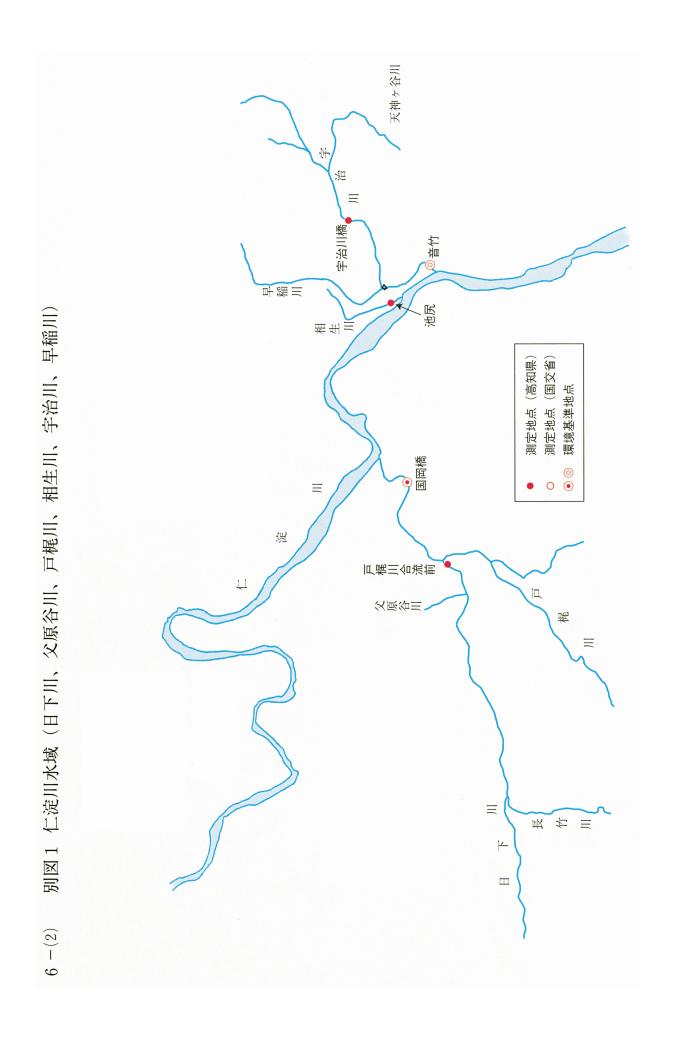
別図

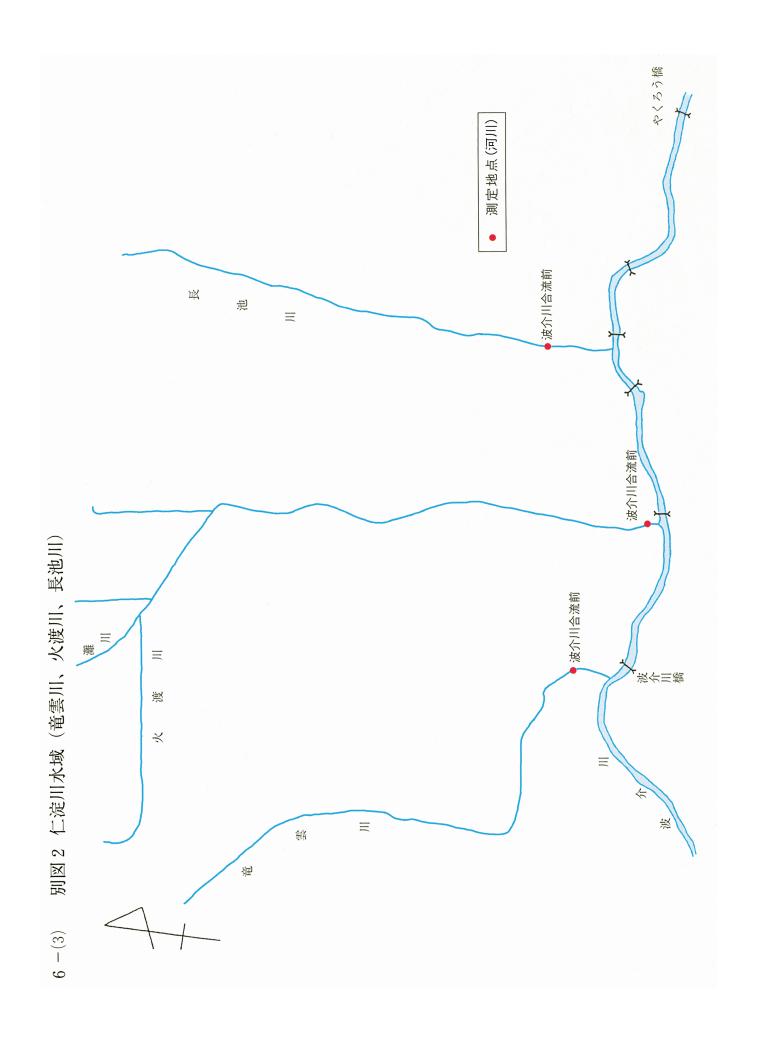
5 - (2)

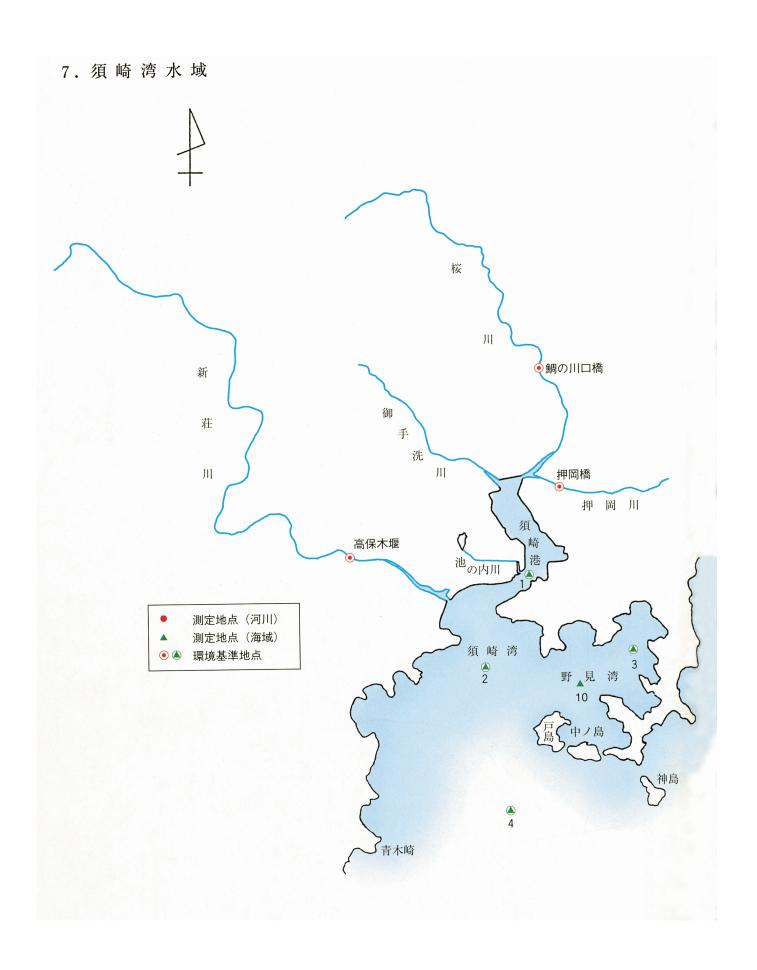
長谷橋 中島橋 鏡 ○ 砂瀬橋 鏡川ダムサイト 鏡ダム 無口質 中ノ橋 Ξ 三 Ξ 新川川橋 新

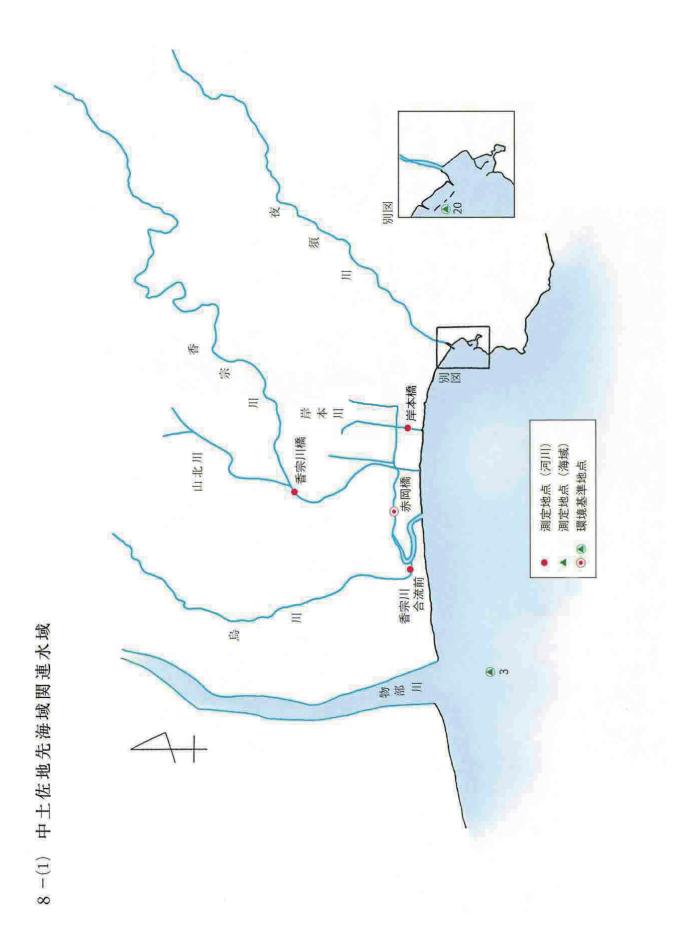
環境基準地点(高知市) | ○ 測定地点(高知市) | ◎ 環境基準地占 / 宣如=

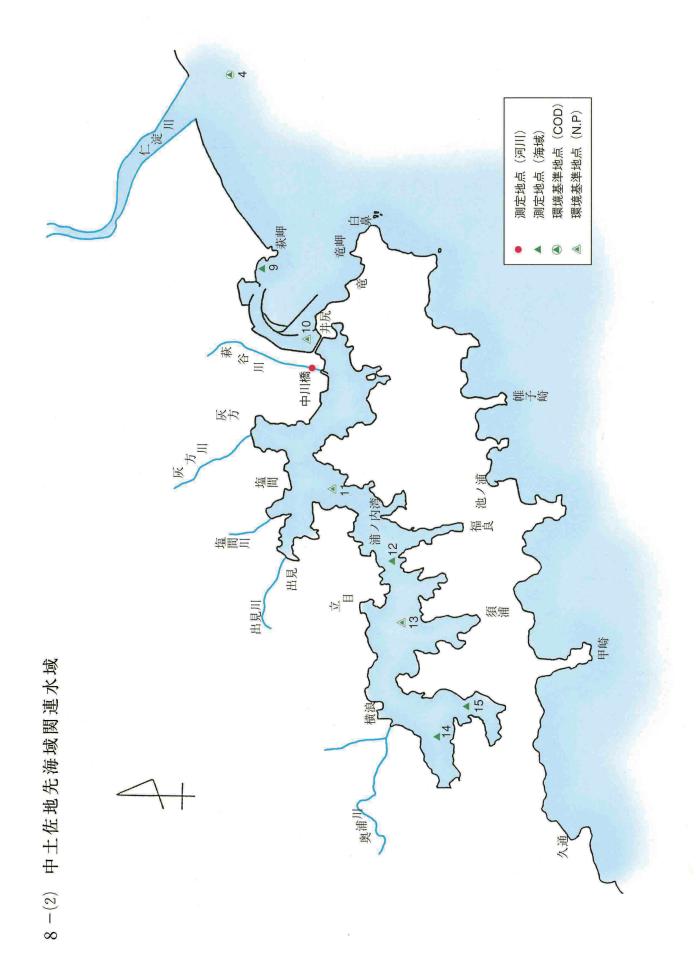




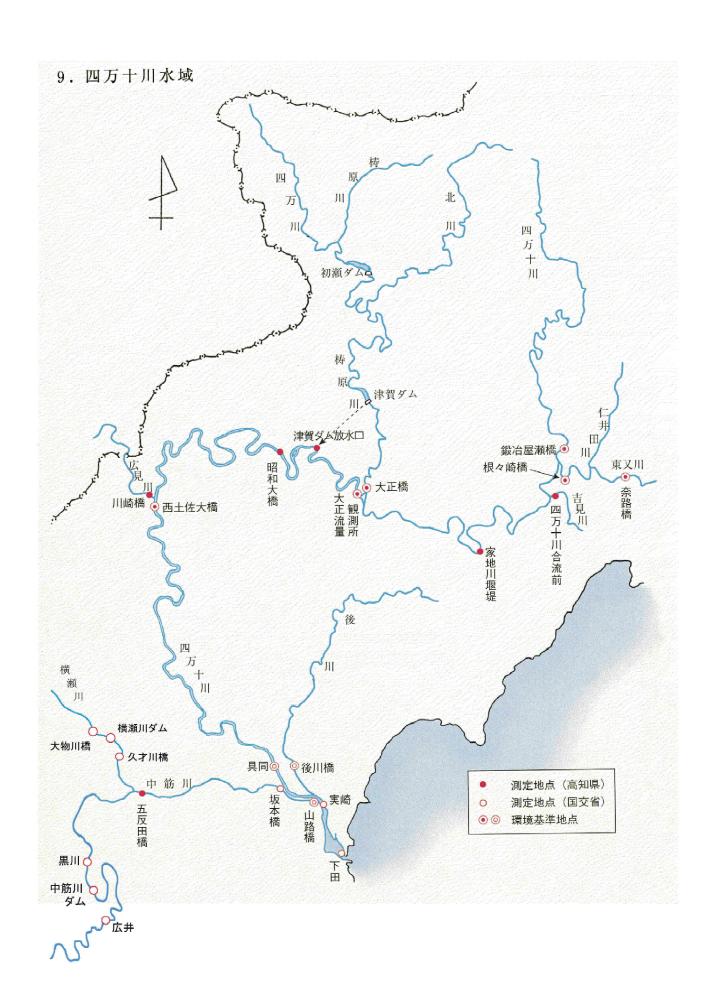


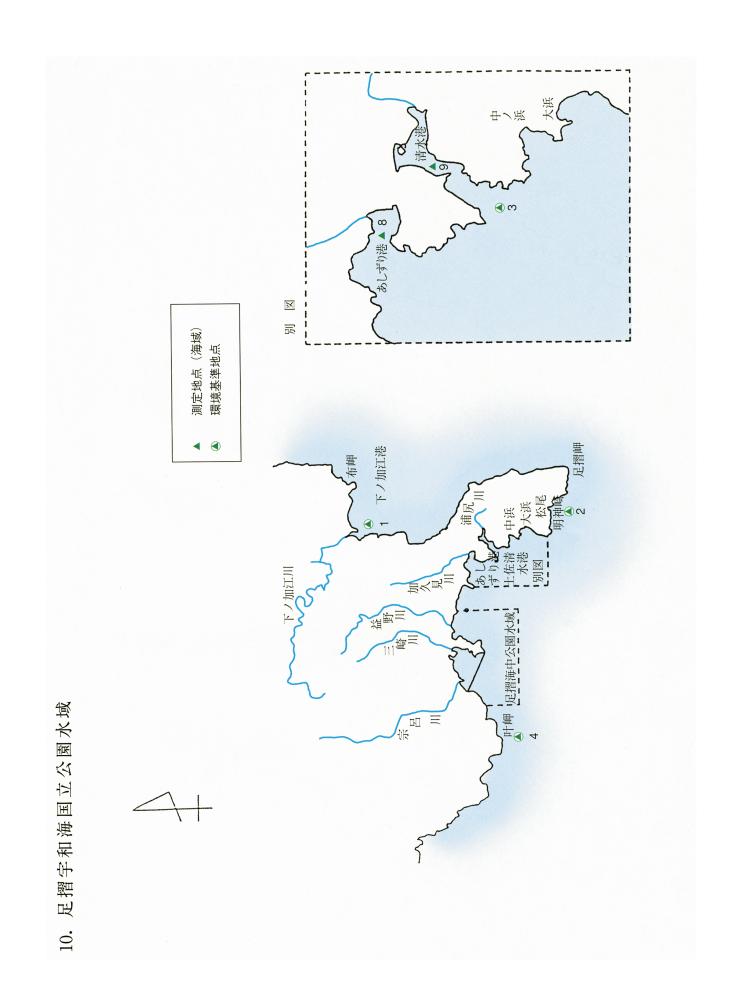


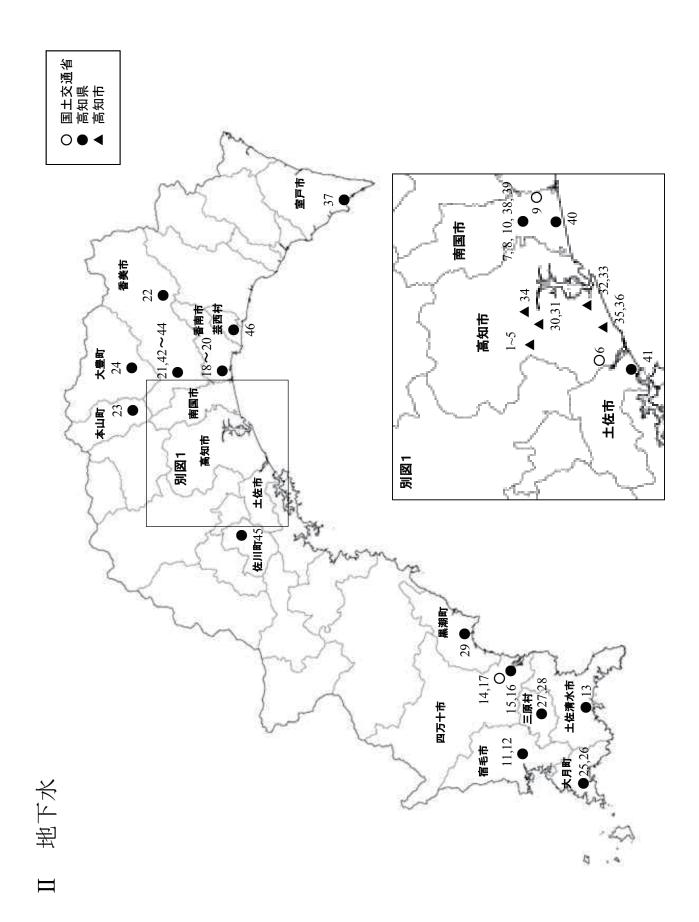




— 34 —







参考資料

水質汚濁に係る環境基準 地下水の水質汚濁に係る環境基準 要監視項目

公共用水域水質測定結果記入要領

1 水質汚濁に係る環境基準 (別表部分)

昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 改正: 令和 3 年 10 月 7 日環境省告示第 62 号

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

別表1 人の健康の保護に関	する環境基準	
項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。) 55.2、55.3 又は55.4 に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと。	規格 38.1.2 (規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2 に定める方法、 規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L以下	規格 65.2 (規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。) に定める方法 (ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合にあつては、それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。) 1 規格 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合 (規格 65. の備考 11 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120%であることを確認すること。 3 規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2 に定めるところによるほか、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
砒 素	0.01 mg/L以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/L以下	付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
Р С В	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本産業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本産業規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チゥラム	0.006 mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、 亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格 34.1 (規格 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 34.1.1c) (注(2)第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び付表 7 に掲げる方法
ほ う 素	1 mg/L以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	付表8に掲げる方法
1	I	ı

備 老

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河 川

(1)河 川(湖沼を除く。)

項目	利用目的の		基	準 値	<u> </u>		
類型	適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	該当水域
AA	水 道 1 級自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	1 mg/L以下	25mg/L 以下	7.5mg/L以上	20CFU/100ml 以下	
A	水 道 2 級水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100ml 以下	
В	水 道 3 級 水 産 2 級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU /100ml 以下	第1の2の
С	水 産 3 級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	-	(2)により水域類型に指型でする水域に水域域
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げる もの	6.0以上8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	_	
E	工業用水3級環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2 mg/L 以上	_	
測	定方法	規格 12.1 に定め る方法又はガラス 電極を動いでする 装置自程度の と同程の お果の得られる 方法	規格 21 に定める 方法	付表 9 に掲げる 方法	規格 32 に定める 方法スレンに隔 が表表したが を が が が が が が が が が が が が が が が が が が	付表 10 に掲げ る方法	

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の90%水質値(年間の日間平均値の全データ をその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (nは日間平均値のデータ数)のデータ値 $(0.9 \times n$ が整数でない場合 は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0以上 7.5以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機 能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 4 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml 以下とする。
- 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 6 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位 (Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロ ニー数を数えることで算出する。
- 自然環境保全:自然探勝等の環境保全 (注)1
 - 2 水 道 1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - " 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - ″ 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水 産 1 級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 』 2 級:サケ科魚類及いノーラ貝圏の小山の 』 3 級:コイ、フナ等、βー中腐水性水域の水産生物用
 - 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - " 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - " 3級:特殊の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

1	
. 1	

項目			基 準 値		
類型	水生生物の生息状況の適応性	全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	該当水域
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温 域を好む水生生物及びこれら の餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L 以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの 欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場 として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	第 1 の 2 の (2)により
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L 以下	水 域 類 型ごとに指定する 水 域
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L 以下	
測	定方法	規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる 方法	付表 12 に掲げる方法	

備 考 1 基準値は、年間平均値とする。

(2)湖 沼 (天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

項目	利用目的の		基	基 準 値	ini.		
類型	適応性	水素イオン濃度 (pH)	化 学 的 酸 素 要求量(COD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	該当水域
AA	水 道 1 級 水 産 1 級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上8.5以下	1 mg/L以下	1 mg/L 以下	7.5mg/L以上	20CFU/100ml 以下	
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3 mg/L以下	5 mg/L 以下	7.5mg/L以上	300CFU/100ml 以下	第1の2の (2)により 水 域 類 型
В	水 産 3 級 工業用水1級 農業用水及びCの 欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5 mg/L 以下	15mg/L 以下	5 mg/L 以上	_	ごとに指定する 水 域
С	工業用水2級環境保全	6.0以上8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2 mg/L 以上	_	
測	定 方 法	規格 12.1 に定める 方法又はが ラス電極 を用いる水質自動 監視測定装置によ りこれと同程度の 計測結果の得られ る方法	規格 17 に定める 方法	付表9に掲げる 方法	規格 32 に定める方 法又は隔膜電極若 しくは光学式セン サを用いる水質目 動監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得ら れる方法	付表 10 に掲げ る方法	

備考

- 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 2 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml 以下とする。
- 水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数1,000CFU/ 100ml 以下とする。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位 (Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニ 一数を数えることで算出する。
- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境の保全

 - 2 水 道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの "2、3級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水 産 1 級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 2 級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 - 3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

 - 4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 〃 2級: 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの 5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

1

類目	利用目的の適応性	基準	値	該当水域
型型	利用日的少適心生	全 窒 素	全 燐	該ヨ小城
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L以下	
П	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01 mg/L以下	第 1 の 2 の (2) により
Ш	水道3級(特殊なもの) 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03 mg/L以下	(2)により 水 域 類 型
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05 mg/L以下	する水域
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	
	測 定 方 法	規格 45.2、45.3、45.4 又は 45.6 (規格 45 の備考 3 を除く。 2 イにおいて同じ。) に定める 方法		

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。
- (注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 2 水 道 1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - " 2 級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - " 3 級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作
 - を行うものをいう。)
 - 3 水 産 1 種:サケ科魚類及びアユ等水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 - " 2 種:ワカサギ等水産生物用並びに水産3種の水産生物用
 - 』 3 種:コイ、フナ等の水産生物用
 - 4 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項			基 準 値		
類型	水生生物の生息状況の適応性	全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	該当水域
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温 域を好む水生生物及びこれら の餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	第 1 の 2 の (2)により
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好 む水生生物及びこれらの餌生 物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L以下	水 域 類 型ごとに指する 水 域
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L 以下	
測	定 方 法	規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる 方法	付表 12 に掲げる方法	

備考

1 基準値は、年間平均値とする。

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値 底層溶存酸素量	該当水域
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・ 再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再 生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	第1の2の
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上	(2)により 水 域 類 型 ごとに指定
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・ 再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産 できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	する水域
	測 定 方 法	規格 32 に定める方法 又は付表 13 に掲げる 方法	

- 備 考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

2 海

項目	利用目的の		基	準値			
類型	適応性	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量(COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n - ヘキサン抽 出物質(油分等)	該当水域
А	水産1級、水浴 自然環境保全 及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上8.3以下	2 mg/L以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下	検出されない こと。	第 1 の 2 の
В	水 産 2 級 工 業 用 水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上8.3以下	3mg/L以下	5 mg/L以上	ı	検出されない こと。	(2)により 水 域 類 型 ごとに指定 す る 水 域
С	環境保全	7.0以上8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	_	_	
測	定 方 法	規格 12.1 に定め る方法又はガラス電 極を用いる水質自 動監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得ら れる方法	規格 17 に定める 方法(ただし、B 類 型の工業用水及び 水産 2 級のうち川 養殖の利水点にお ける測定方法はアル カリ性法)	規格 32 に定める 方法又は隔膜電極 若しくは光学式セ ンサを用いる水質 自動監視測定装置 によりこれと同程 度の計測結果の得 られる方法	付表 10 に掲げる 方法	付表14に掲げる 方法	

備考

- 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。
- 2 アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmo1/L) 10m1 を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1m1 と アジ化ナトリウム溶液($4\,\mathrm{w/v}$ %) $1\,$ 滴を加え、冷却後、硫酸(2+1) $0.5\,\mathrm{ml}$ を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明 しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmo1/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、 同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

 $COD (O_{2mg}/L) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f N a_{2}S_{2}O_{3} \times 1000/50$

(a):チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値(ml) (b):蒸留水について行った空試験値(ml)

f N a 2 S 2 O 3: チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価

- 3 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位 (Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロ ニー数を数えることで算出する。
- (注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 2 水 産 1 級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

" 2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

	1	ſ	

	1			
類目	利 用 目 的 の 適 応 性 -	基準	35 V/ 36 45	
型型		全 窒 素	全 燐	該当水域
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02 mg/L以下	# 1 0 0 0
П	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03 mg/L以下	第 1 の 2 の (2)により 水 域 類 型
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05 mg/L以下	ごとに指定する水域
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下	
	測 定 方 法	規格 45.4 又は 45.6 に定める方法	規格 46.3 に定める方法	><

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- 自然環境保全:自然探勝等の環境保全 (注) 1
 - 2 水 産 1 種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 - 2 種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多穫される

水 産 3 種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される 3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

類目					
型型	水生生物の生息状況の適応性	全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	該当水域
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	第 1 の 2 の (2) により
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物 の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔 の生育場として特に保全が必 要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L以下	水 域 類 型ごとに指定する 水 域
測	定 方 法	規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	

備考

1 基準値は、年間平均値とする。

工

項目		基 準 値	3+V/ 1.+4
類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	底層溶存酸素量	該当水域
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・ 再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再 生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	第1の2の
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	(2)により 水 域 類 型 ごとに指定
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・ 再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産 できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	する水域
	測 定 方 法	規格 32 に定める方法 又は付表 13 に掲げる 方法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

2 地下水の水質汚濁に係る環境基準について(別表抜粋)

平成9年3月13日環境庁告示第10号 改正:令和3年10月7日環境省告示第63号

		改正: 令和3年10月7日環境省告示第63号
項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。) K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める 方法
全 シ ア ン	検出されないこと。	規格 K 0102 の 38.1.2 (規格 K 0102 の 38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2 に定める方法、規格 K 0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 K 0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 (水質汚濁に係る環境基準について) (以下「公共用水域告示」という。) 付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L以下	規格 K0102 の 65. 2 (規格 K0102 の 65. 2. 2 及び 65. 2. 7 を除く。) に定める方法(ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合にあっては、それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。) 1 規格 K0102 の 65. 2. 1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 K0102 の 65. 2. 3、65. 2. 4 又は 65. 2. 5 に定める方法による場合 (規格 K0102 の 65. の備考 11 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120%であることを確認すること。 3 規格 K0102 の 65. 2. 6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 2 に定めるところによるほか、規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
砒 素	0.01 mg/L以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/L 以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
Р С В	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化 ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	シス体にあっては規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあっては、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チゥラム	0.006 mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 K0102 の 43.1 に定める方法

Š	2	素	0.8	mg/L以下	規格 K 0102 の 34.1 (規格 K 0102 の 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて1,000ml としたものを用い、規格 K 0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 34.1.1c) (注(2)第三文及び規格 K 0 102 の 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
ほ	う	素	1	mg/L以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1, 4-3	ジオキ	サン	0.05	mg/L以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

3 要監視項目及び指針値について(抜粋)

平成5年3月8日付け環水管第21号環境庁水質保全局長通知

改正: 令和2年5月28日付け 環水大水発第2005281 号 環水大土発第2005282 号

別表 1 公共用水域

項 目 指 針 値 クロロホルム 0.06 mg/1以下 トランス-1,2-ジクロロエチレン 0.04 mg/1以下 1,2-ジクロロプロパン 0.06 mg/1以下 p - ジクロロベンゼン 0.2 mg/1 以下 イソキサチオン 0.008 mg/1以下 ダイアジノン 0.005 mg/1以下 フェニトロチオン (MEP) 0.003 mg/1以下 イソプロチオラン 0.04 mg/1以下 オキシン銅 (有機銅) 0.04 mg/1以下 クロロタロニル (TPN) 0.05 mg/1以下 プロピザミド 0.008 mg/1以下 ΕPΝ 0.006 mg/1以下 ジクロルボス (DDVP) 0.008 mg/1以下 フェノブカルブ (BPMC) 0.03 mg/1以下 イプロベンホス (IBP) 0.008 mg/1以下 クロルニトロフェン (CNP) トルエン 0.6 mg/1 以下 キシレン 0.4 mg/1 以下 フタル酸ジエチルヘキシル mg/1 以下 0.06 ニッケル モリブデン 0.07 mg/1以下 アンチモン 0.02 mg/1以下 塩化ビニルモノマー 0.002 mg/1以下 エピクロロヒドリン 0.0004 mg/1以下 全マンガン 0.2 mg/1以下 ウラン 0.002 mg/1以下 ペルフルオロオクタンスルホン酸 0.00005 mg/1以下

(PFOS) 及びペルフルオロオクタン

酸(PFOA)

地下水

地下小	
項目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/1以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/1以下
pージクロロベンゼン	0.2 mg/1 以下
イソキサチオン	0.008 mg/1以下
ダイアジノン	0.005 mg/1以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/1以下
イソプロチオラン	0.04 mg/1以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04 mg/1以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/1以下
プロピザミド	0.008 mg/1以下
EPN	0.006 mg/1以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/1以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/1以下
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/1以下
クロルニトロフェン (CNP)	_
トルエン	0.6 mg/1以下
キシレン	0.4 mg/1以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/1以下
ニッケル	_
モリブデン	0.07 mg/1以下
アンチモン	0.02 mg/1以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/1以下
全マンガン	0.2 mg/1以下
ウラン	0.002 mg/1以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸	0 00005 557 1 12 15
(PFOS)及びペルフルオロオクタン	0.00005 mg/1以下 (暫定)*
酸 (PFOA)	(自化)

※ PFOS 及び PFOA の指針値(暫定)については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

(暫定)※

平成 15 年 11 月 5 日付け (環水企発第 031105001 号) 環水土発第 031105001 号

改正: 平成 25 年 3 月 27 日付け環水大水発第 1303272 号 環境省水·大気環境局長通知

水生生物の保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値

項目	水域	類型	指 針 値
		生物 A	0.7 mg/L 以下
	河 川 万 7 米 洲 河	生物特A	0.006 mg/L 以下
h	河川及び湖沼	生物 B	3 mg/L 以下
クロロホルム		生物特B	3 mg/L 以下
	海域	生物 A	0.8 mg/L 以下
		生物特A	0.8 mg/L 以下
		生物 A	0.05 mg/L 以下
	河川及び湖沼	生物特A	0.01 mg/L 以下
フェノール	例 川 及 ひ 俩 伯	生物 B	0.08 mg/L 以下
		生物特B	0.01 mg/L 以下
	海域	生物 A	2 mg/L 以下
	(世) 以	生物特A	0.2 mg/L 以下
		生物 A	1 mg/L 以下
	河川及び湖沼	生物特A	1 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	河 川 及 ひ 湖 沼	生物 B	1 mg/L 以下
		生物特B	1 mg/L 以下
	海域	生物 A	0.3 mg/L 以下
	一件 项	生物特A	0.03 mg/L 以下
		生物 A	0.001 mg/L 以下
	淡水域	生物特A	0.0007 mg/L 以下
4-t-オクチルフェノール	(河川及び湖沼)	生物 B	0.004 mg/L 以下
		生物特B	0.003 mg/L 以下
	海域	生物 A	0.0009 mg/L 以下
	14 数	生物特A	0.0004 mg/L 以下
		生物 A	0.02 mg/L 以下
	淡水域	生物特A	0.02 mg/L 以下
アニリン	(河川及び湖沼)	生物B	0.02 mg/L 以下
		生物特B	0.02 mg/L 以下
	海域	生物 A	0.1 mg/L 以下
	一	生物特A	0.1 mg/L 以下
		生物 A	0.03 mg/L 以下
	淡水域 (河川及び湖沼)	生物特A	0.003 mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール		生物 B	0.03 mg/L 以下
4, = 7 / 1 1 / 1/		生物特B	0.02 mg/L 以下
	海域	生物A	0.02 mg/L 以下
		生物特A	0.01 mg/L 以下

要監視項目の測定方法

項目	測 定 方 法
クロロホルム	日本工業規格 K0125(用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法)5.1、5.2 及び 5.3.1 に定める方法
フェノール	付表 1 に掲げる方法(平成 15 年 11 月 5 日付 環境省管理局水環境部長通知)
ホルムアルデヒド	付表2に掲げる方法(平成15年11月5日付 環境省管理局水環境部長通知)
4-t-オクチルフェノール	付表1に掲げる方法(平成25年3月27日付 環境省水・大気環境局長通知)
アニリン	付表2に掲げる方法(平成25年3月27日付 環境省水・大気環境局長通知)
2, 4-ジクロロフェノール	付表3に掲げる方法(平成25年3月27日付 環境省水・大気環境局長通知)

公共用水域水質測定結果表記入要領

◎ 全般的な注意事項

- 1 指定様式により、電子メールまたはCD-R等で提出すること。
- 2 地点コードは、県独自番号 (7桁)を使用すること。 測定結果が入っていない列には、コードを入れないこと(年間総測定回数に計上されるため)。
- 3 データ列数は適宜追加すること(制限なし)。
- 4 青字の項目(測定地点コード~調査区分)は必須項目なので、削除しないこと。
- 5 コード化されているものについては、コードで記入すること。
- 6 入力セルは結合しないこと。
- 7 入力セルの表示形式は変更しないこと。
- 8 測定項目を新規に追加する場合は、事前に別途報告すること。

◎ 試験項目を2以上の分析機関で行う場合の注意事項

- 1 各測定結果は、実際の分析機関が実際に測定を行った試験項目についてのみ記載すること。
- 2 必須項目は、各分析機関でチェックのうえ、必ず記載すること。

◎ 各項目の記入について

1 地点名

測定計画書記載の名称を記入。

2 測定機関名

測定担当機関名は、実際の分析を行った機関名を記載。

3 指定様式地点コード 対応表を用いて記入。

4 測定年月日、測定時刻

年月日: YYYYMMDDで記入(2010. 4. 1 の場合は、「20100401」)。 時 刻: HHMMで記入(10 時 15 分の場合は、「1015」)。

5 採取位置

下記のコードを記入。

1 40 ->	1 6 111/10		
コード	河 川	コード	湖 沼・海 域
0 1	流心 (中央)	1 1	上層 (表層) (0.5m)
0 2	左岸	1 2	中層 (2 m)
0 3	右岸	1 3	下層 (10m)
0 4	左岸・右岸の混合	1 4	上層下層の混合
0 5	左岸流心右岸の混合	1 5	上層中層の混合
		1 6	中層下層の混合
		1 7	上層中層下層の混合

____ なお、左岸、右岸は、上流から下流を見た場合の左右を言う。

6 採取水深

採取位置コード $0.1\sim0.5$ (河川)及びコード1.1 (湖沼・海域の表層)については0.5 を記入。

7 調査区分

下表のコードを記入。

コート゛	調査区分	内 容
0	年間調査	測定計画に基づく調査(通日調査、モニター調査除く)
1	補足調査	計画以外の調査 (通日調査、モニター調査除く)
2	通日調査	測定計画に基づく通日調査
3	通日調査	測定計画以外の通日調査
4	モニター調査	測定計画に基づく自動監視測定装置による連続調査
5	モニター調査	測定計画以外の自動監視測定装置による連続調査

8 調査機関・採水機関・分析機関 下記のコードを記入。

1)測定機関コード

機関コード	測 定 機 関 名 称
0 0 1	高知県環境対策課
1 0 1	高知市環境保全課
2 0 1	四国地方整備局高知河川国道事務所
202	四国地方整備局中村河川国道事務所
203	四国地方整備局大渡ダム管理所
2 0 4	独立行政法人水資源機構
2 0 5	四国地方整備局渡川ダム統合管理事務所

2)採水・分析機関コード

機関コード	分析機関名称
3 0 1	高知県環境対策課
3 0 2	環境研究センター
3 0 4	安芸福祉保健所
3 0 5	中央東福祉保健所
3 0 7	中央西福祉保健所
3 0 9	須崎福祉保健所
3 1 1	幡多福祉保健所
3 1 3	衛生研究所
3 1 4	衛生環境研究所
4 0 1	高知市環境保全課
5 0 1	(株)西日本科学技術研究所
5 0 2	(株)西部測量設計事務所
5 0 3	(株)西日本環境技術センター
5 0 4	(株)四電技術コンサルタント
5 0 5	(株)東予中検
5 0 6	(株)東洋技研
5 0 7	(株)東洋電化テクノリサーチ
5 0 8	(株)南海化学アールアンドディー土佐研究開発部
5 0 9	(一社)高知県食品衛生協会食品検査センター
5 1 0	東邦化工建設(株)
6 0 1	国土交通省四国地方整備局
7 0 1	独立行政法人水資源機構
7 0 2	ニタコンサルタント(株)

9 天候の記入について

下表のコードを記入。

コード	天 候	コード	天 候	コード	天 候
0 1	快晴	0 8	霧	1 5	雷
0 2	晴れ	0 9	霧雨	1 6	一時雨
0.3	薄ぐもり	1 0	雨	1 7	一時雪
0 4	曇り	1 1	みぞれ	1 8	時々雨
0 5	煙霧	1 2	雪	1 9	時々雪
0 6	砂塵嵐	1 3	あられ	2 0	大 雨
0.7	地ふぶき	1 4	ひょう	2 1	大 雪

10 気温、水温

マイナスがある場合は、数値の直前に「一」を記入。

11 流量

流 量:逆流については数値の直前に「一」を記入。

12 採取水深、全水深、透明度、透視度

採取水深・全水深・透明度は数値(m)、透視度は(cm)で記入。 透視度については全透の場合は数値の前に「>」を記入(30cm 超の場合は「>30」)。

13 色 相

500ml 程度のビーカーに採取した検水の色相について、下表のコードを記入。

淡	中	濃	色相	淡中濃	色相
	001		無色	220 221 222	灰茶色
010	011	012	赤色	230 231 232	灰緑色
020	021	022	茶色	240 241 242	灰青色
030	031	032	黄色	250 251 252	灰黒色
040	041	042	黄赤色	260 261 262	灰赤色
050	051	052	黄緑色	270 271 272	灰黄緑色
060	061	062	緑色	280 281 282	灰黄茶色
070	071	072	青緑色	290 291 292	灰紫色
080	081	082	緑青色	300 301 302	灰青紫色
090	091	092	青 色	310 311 312	灰赤紫色
100	101	102	紺色	320 321 322	白色(乳白色)
110	111	112	紫色	330 331 332	黒色
120	121	122	青紫色	340 341 342	黒緑色
130	131	132	赤紫色	350 351 352	黄茶色
140	141	142	褐色	360 361 362	黄黒色
150	151	152	赤褐色	370 371 372	緑茶色
160	161	162	茶褐色	380 381 382	灰褐色
170	171	172	黄褐色	390 391 392	灰白色
180	181	182	緑褐色	400 401 402	白黄色
190	191	192	黒褐色	410 411 412	白緑色
200	201	202	灰色	420 421 422	白褐色
210	211	212	灰黄色		

14 臭 気

下表のコードを記入。

微中強	臭気内容	微中強	臭気内容
011	無臭	221 222 223	フェノール臭
021 022 023	3 メロン臭	231 232 233	タール臭
031 032 03	3 スミレ臭	241 242 243	油(精油廃液)臭
041 042 043	3 キューリ臭	251 252 253	硫化水素
051 052 053	3 樟脳臭	261 262 263	塩素(遊離塩素)臭
061 062 063	3 丁子臭	271 272 273	アンモニア
071 072 073	3 ラベンダー臭	281 282 283	ヨードホルム
081 082 083	3 レモン臭	291 292 293	洗剤臭
091 092 093	3 ニンニク臭	301 302 303	皮革臭
101 102 103	3 グラニュム臭	311 312 313	パルプ臭
111 112 113	3 バニラ臭	321 322 323	金気臭
121 122 123	3 青草臭	331 332 333	金腐臭
131 132 133	3 木材臭	341 342 343	ちゅうかい臭
141 142 143	3 川藻臭	351 352 353	魚腐敗臭
151 152 153	海藻臭	361 362 363	動物腐敗臭
161 162 163	3 土 臭	371 372 373	し尿ふん尿臭
171 172 173	3 沼沢臭	381 382 383	下水臭
181 182 183	3 カビ臭	391 392 393	青物臭
191 192 193	3 魚 臭	401 402 403	デンプン臭
201 202 203	3 肝油臭	501 502 503	その他
211 212 213	3 貝(はまぐり)類臭	601 602 603	塗料臭

15 満潮時刻・干潮時刻

HHMMで記入(10時15分の場合は、「1015」)

16 流況

下表のコードを記入。この他にコメントがあれば、別添とする。

コード		流 況
<u> </u>		
0 0	河・湖・海	通常の状況
0 1	河川	逆流
0 2	"	憩流
0.3	IJ.	流量大(大雨、雪どけのため)
0 4	河・湖・海	流量きわめて小 (異常渇水・河川工事のため)
0.5	IJ.	濁り多し(上流または近海で工事のため)
0 6	IJ.	ゴミ・浮遊物多し
0.7	IJ.	波浪強し
0 8	IJ.	赤潮(又はアオコ等)が発生している
0 9	IJ.	重油等(事故)の流出があった
1 0	"	工場排水、都市下水の直接的影響があった
1 1	IJ.	流氷あり
1 2	IJ.	凍結
1 3	JJ	その他

◎ 数値の取扱い方法

(1) 有効数字等について

- ① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」(記載例「<0.005」)とする。
- ② 有効数字は、特に断りのない限り2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。
- ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切り捨てる。
- ④ 気温・水温は、小数点以下1桁とする。
- ⑤ p H は、小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁とする。
- ⑥ DO、BOD、CODは、小数点2位以下を切り捨て小数点以下1桁までとする。
- ① 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素については、まず、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素測定値の合計値を求めた後に、上記の②及び③の桁数処理を行う。ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

(2) 平均値について

- ① 有効数字は2桁とし、その下の桁を四捨五入する。この場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。
- ② 報告下限値未満の数値は、報告下限値の数値として扱い平均値の計算を行う。
- ③ BOD・CODの達成状況の判断は、日間平均値の全データの年間 75%値を用いる。
- ④ 大腸菌数の達成状況の判断は、日間平均値の全データの年間 90%値を用いる。
- ⑤ 健康項目について、全シアンは最高値、その他の項目は年間平均値で判断する。

◎ 報告下限値及び記載方法一覧

区		7	報告	記載方法		法
分	測定項目	環境基準値等	下限値	有効数字	小数点下	下限未満
	気 温	_	_	_	1 桁	_
_	水 温	_		_	1	_
般	流量	_	_	2	1	_
項	透視度	_	_	2	整 数	_
目	採取水深	_	_	2	1	_
	全水深	_		2	1	_
	透明度		_	2	1	_
	рН	$6.5 \sim 8.5^{*1}, \frac{2}{7}, 8 \sim 8.3^{*3}$	_	_	1桁	
داء	DO	2/5/7.5以上	0. 5	2	_	< 0.5
生	BOD	1/2/3/5/8/10以下	0.5	2	_	< 0.5
活	COD	1/2/3/5/8以下	0.5	2	整数	< 0.5 < 1
佔	S S 大腸菌数	1/5/15/25/50/100以下	1	2	整数整数	< 1
環	八個国級 n-ヘキサン抽出物質(油分等)	20/100/300/1,000以下 検出されないこと	0. 5	2	2	< 0.5
垛	全窒素	0.1/0.2/0.3/0.4/0.6/1以下	0. 05	2	2	< 0.05
		0.005/0.01/0.02/0.03/	0.00	2	2	₹ 0.05
境	全燐	0.05/0.09/0.1以下	0.003	2	3	< 0.003
27%		0.01/0.02/0.03以下	0.001	2	3	< 0.001
項		0. 0006/0. 0007/	0.001			
	ノニルフェノール	0.001/0.002以下	0.00006	2	5	< 0.00006
目	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸	0.006/0.01/0.02/		_		,
	及びその塩	0.03/0.04/0.05以下	0.0006	2	4	< 0.0006
	底層DO	2/3/4以上	0.5	2	_	< 0.5
	カドミウム	0.003	0.0003	2	4	< 0.0003
	全シアン	検出されないこと	0. 1	2	1	< 0.1
	鉛	0.01	0.002	2	3	< 0.002
健	六価クロム	0.02	0.01	2	2	< 0.01
	砒 素	0.01	0.005	2	3	< 0.005
	総水銀	0.0005	0.0005	2	4	< 0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	2	4	< 0.0005
	P C B	検出されないこと	0.0005	2	4	< 0.0005
	ジクロロメタン	0. 02	0.002	2	3	< 0.002
=	四塩化炭素	0.002	0. 0002	2	4	< 0.0002 < 0.0002
康	クロロエチレン(地下水) 1,2-ジクロロエタン	0. 002 0. 004	0. 0002 0. 0004	2	4	< 0.0002
	1, 2-シクロロエタン 1, 1-ジクロロエチレン	0.004	0.0004	2	2	< 0.0004
	1, 1-ンクロロエチレン シス-1, 2-ジクロロエチレン	0. 04	0.004	2	3	< 0.004
	1,2-ジクロロエチレン(地下水)	0.04	0.004	2	3	< 0.004
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	0.0005	2	4	< 0.0005
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	2	4	< 0.0006
項	トリクロロエチレン	0.01	0.002	2	3	< 0.002
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	2	4	< 0.0005
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	2	4	< 0.0002
	チウラム	0.006	0.0006	2	4	< 0.0006
	シマジン	0.003	0.0003	2	4	< 0.0003
	チオベンカルブ	0.02	0.002	2	3	< 0.002
	ベンゼン	0.01	0.001	2	3	< 0.001
目	セレン	0.01	0.002	2	3	< 0.002
	硝酸性窒素	_	0.001	2	3	< 0.001
	亜硝酸性窒素	_	0.005	2	3	< 0.005
	ふっ素	0.8	0.08	2	2	< 0.08
	ほう素	1	0.02	2	2	< 0.02
	1, 4-ジオキサン	0.05	0.005	2	3	< 0.005

区			報告	Ī	記載方	法
分		環境基準値等	下限値	有効数字	小数点下	下限未満
	クロロホルム	0.006/0.7/0.8/3以下	0.0006	2	4	< 0.0006
要	トランスー1,2ージクロロエチレン(公共用水域)	0.04	0.004	2	3	< 0.004
	1, 2-ジクロロプロパン	0.06	0.006	2	3	< 0.006
	p - ジクロロベンゼン	0. 2	0.02	2	2	< 0.02
	イソキサチオン	0.008	0.0008	2	4	< 0.0008
	ダイアジノン	0.005	0.0005	2	4	< 0.0005
	フェニトロチオン (MEP)	0.003	0.0003	2	4	< 0.0003
	イソプロチオラン	0.04	0.004	2	3	< 0.004
監	オキシン銅(有機銅)	0.04	0.004	2	3	< 0.004
	クロロタロニル (TPN)	0.05	0.005	2	3	< 0.005
	プロピザミド	0.008	0.0008	2	4	< 0.0008
	EPN	0.006	0.0006	2	4	< 0.0006
	ジクロルボス (DDVP)	0.008	0.0008	2	4	< 0.0008
	フェノブカルブ (BPMC)	0.03	0.003	2	3	< 0.003
	イプロベンホス(IBP)	0.008	0.0008	2	4	< 0.0008
視	クロルニトロフェン(CNP)	_	_	2		
	トルエン	0.6	0.06	2	2	< 0.06
	キシレン	0. 4	0.04	2	2	< 0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06	0.006	2	3	< 0.006
	ニッケル	-	_	2		
	モリブデン	0. 07	0.007	2	3	< 0.007
	アンチモン	0.02	0.002	2	3	< 0.002
項	塩化ビニルモノマー(公共用水域)	0.002	0.0002	2	4	< 0.0002
	エピクロロヒドリン	0. 0004	0.00004	2	5	< 0.00004
	全マンガン	0.2	0.02	2	2	< 0.02
	ウラン	0.002	0.0002	2	4	< 0.0002
	PFOS及びPFOA	0.00005 (暫定)	0. 0000003	2	7	< 0.0000003
	フェノール (水生生物保全)	0.01/0.05/0.08/0.2/2以下	0.001	2	3	< 0.001
	ホルムアルデヒド (水生生物保全)	0.03/0.3/1以下	0.003	2	3	< 0.003
目	4-t-オクチルフェノール (水生生物保全)	0.0004/0.0007/0.0009/ 0.001/0.003/0.004以下	0.00004	2	5	< 0.00004
	アニリン (水生生物保全)	0.02/0.1以下	0.002	2	3	< 0.002
	2,4-ジクロロフェノール (水生生物保全)	0.003/0.01/0.02/0.03以下	0.0003	2	4	< 0.0003
	フェノール類	_	0.005	2	3	< 0.005
	銅	_	0.01	2	2	< 0.01
	亜 鉛	_	0.01	2	2	< 0.01
項	鉄(溶解性)	_	0.1	2	1	< 0.1
目	マンガン(溶解性)	_	0.05	2	2	< 0.05
	クロム	-	0.01	2	2	< 0.01
	塩素イオン	_	0. 1	2	1	< 0.1
	濁 度	_	0.1	2	1	< 0.1
そ	電気伝導度	_	10	2	整数	< 10
	EPN	_	0.0006	2	4	< 0.0006
他	アンモニア性窒素	_	0.01	2	2	< 0.01
の	リン酸イオン	_	0.003	2	3	< 0.003
項	MBAS	_	0.02	2	2	< 0.02
目	TOC	_	0.1	2	1	< 0.1
	クロロフィル a	_	1	2	整数	< 1
/ // :		_	_	_	-	
備	クロロフィル a 酸化還元電位 単位については、気温・水温(℃)、流量(電気伝導度("S/cm), クロロフィルa("g,		_ m)、透視度(cm	2)、大腸菌类	整 数	On

令和6年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

- 発 行 高知県林業振興・環境部環境対策課高 知 市 丸 ノ 内 1 7 52 TEL (088) 821-4524 FAX (088) 821-4520 E-mail 030801@ken.pref.kochi.lg.jp
- 印 刷 西富謄写堂印刷 高知市城山町36 TEL (088) 831-6820

[本文] **R100** 古紙配合率 100% 白色度 70(以下)%再生紙を使用しています

